

第1回質問回答(募集要項等に関する質問回答)

(〇〇〇〇 は回答公表済み)

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問事項	回答
1	募集要項	4	第2	6		①	義務事業	汚水管路布設やマンホールポンプの新設は義務事業に含まれないと理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
2	募集要項	5	第2	6		③	任意事業	貴市の用地及び施設を活用する際には有償貸付による事業になると思いますが、費用の算定方法に関するご想定があればご指示ください。	任意事業として提案される事業の内容を踏まえ、占用料・使用料の算定について競争的対話時に協議を行うこととします。
3	募集要項	6	第2	7	(2)	①	資産の買取価格	「残存価値を勘案し買い取ることができる」とは、「残存簿価での買い取り」又は「買取時の評価価額」のどちらを指すと考えればよろしいでしょうか。	優先交渉権者との協議によることとします。
4	募集要項	6	第2	7	(2)	②	業務引継ぎにかかる費用の負担	貴市又は貴市の指定する者への業務の引継ぎ時において、引継ぎに関連する貴市又は貴市の指定する者の諸費用(人件費、交通費等)の負担は、本事業者に求められていないと理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
5	募集要項	7	第2	8			提案上限額	各年度及び各内訳の金額は参考値であり、本事業の提案上限額を超えない限りにおいて、各年度及び各内訳の金額には上下限の設定はないと理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
6	募集要項	7	第2	8			提案上限額	事業開始後に物価スライドや事業者の責めに帰さず、やむを得ない事由により増額が生じた場合には、提案上限額を超えた事業費の増額が可能となると理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおり
7	募集要項	7	第2	8			提案上限額	附属事業に関するサービス対価はお示しいただいた提案上限額には含まれないと理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
8	募集要項	7	第2	8			提案上限額	提案上限額の参考値のうち、資金的支出の財源に占める国庫補助金の想定割合についてご指示ください。資金調達や業務遂行のリスクの把握や運営時の人員配置を検討するため必要な情報となります。	資金的支出の財源に占める国庫補助金は概ね3割程度と想定しています。
9	募集要項	7	第2	8			提案上限額	統括管理業務については、要求水準書7ページに想定事業量が示されておりますが、全て一式計上されており、具体的な業務量や要する費用が不明確となっています。提案上限額を設定されるにあたり、統括管理業務に必要な人員数や、事務所賃料、光熱費等経費など必要経費をどのように見込まれているかについて、算定の根拠、考え方をご指示ください。	統括管理業務に必要な人員数や事務所費用等は、事業者提案によるものとしています。提案上限額は、市の試算に基づく参考値であり、個々の費目の内訳・考え方は公表していません。
10	募集要項	7	第2	8		表4	年度別参考額の内訳	収益的支出が年率2%の増額を見込まれているのに対し、統括管理業務費に増額が見込まれておりません。増額の算定根拠についてご指示ください。 併せて、統括管理業務費についても必ずしも毎年同額にする必要はないかと、物価や賃金の上昇を見込んだ提案が可能であると理解してよろしいでしょうか。	収益的支出は初年度から2%増を見込んでいます。また統括管理業務費についても年2%の増加を見込んでいますが、平準化して計上しています。一方、資金的支出には物価上昇を見込んでいません。 よって収益的支出と統括管理費については年2%の上昇を見込み、資金的支出については物価上昇を見込まずに価格を提案してください。 各年度の提案サービス対価は平準化する必要はありません。 本事業で物価変動が生じた場合は、募集要項及び事業契約書に基づいてサービス対価の改定を行います。 上記に応じて、募集要項、事業契約書(案)を修正します。
11	募集要項	7	第2	8		表4	年度別参考額の内訳	資金的支出の設定根拠(改築対象、数量等)を示した資料は開示可能でしょうか。可能な場合、どのような資料を閲覧すれば把握できるでしょうか。	資料閲覧の申込を頂ければ、可能な範囲で閲覧できるものとなります。
12	募集要項	7	第2	8		表4	年度別参考額の内訳	要求水準書P36「5 台帳管理に関する事項」にあります、「汚水・雨水の台帳について一元管理が可能となるよう整備する」ための費用は統括管理業務費の中には見込まれていないとの理解でよろしいでしょうか。 その場合、同費用を統括管理業務費に見込んだうえで提案上限額以内に収めれば良いのか、提案上限額とは別に計上すべきかについてご指示ください。	汚水・雨水台帳の一元管理に係る費用は、統括管理業務費に含めて提案していただくことを基本とします。提案上限額の範囲内で適切に見込んでください。提案上限額とは別枠での計上は想定していません。
13	募集要項	7	第2	9	(1)	②	改築に関する業務	改築に関する設計・工事の費用(監理・監督に係る費用を含む)を貴市が負担するとあります。これには以下のような費用が含まれると理解してよろしいでしょうか。 ・施工監理業務委託費 ・工事や設計等委託業務の監督業務にかかる事業者人件費 ・予定価格の決定(官積算等)、業者選定や発注・契約手続きに係る事業者の人件費	ご指摘の費用(施工監理業務委託費、工事・設計等の監督に係る人件費、官積算・予定価格決定・発注・契約に係る人件費)は、募集要項に示す「設計・工事の費用(監理・監督に係る費用を含む)」に含まれるものと想定しています。
14	募集要項	7	第2	9	(1)	②	改築に関する業務	SPCが発注する計画・設計業務や管路修繕・改築業務にかかる工事や監理・監督に関して、たとえばSPCが諸経費を受領する場合について、以下の点を確認させていただきます。 ①提案上限額の範囲内において、外部委託ではなく、SPCの稼働に対する諸経費として計上することは認められるという理解でよいでしょうか。 ②また計上が認められる場合には、当該諸経費はサービス対価【D】や【E】に含めることでよろしいでしょうか。	①問題ありません。 ②お見込みのとおりです。
15	募集要項	7	第2	9	(1)	②	改築に関する業務	SPCが発注する計画・設計業務や管路修繕・改築業務にかかる工事や監理・監督に関して、たとえばSPCが工務等の支援を委託する場合(CMrの活用)、以下の点を確認させていただきます。 ①提案上限額の範囲内において、CMr等への外部委託費用を計上することは認められるという理解でよいでしょうか。 ②また計上が認められる場合には、当該費用はサービス対価【D】や【E】に含めることでよろしいでしょうか。	①問題ありません。 ②お見込みのとおりです。
16	募集要項	8	第2	10	(2)		サービス対価の改定の条件	「採用する物価等の指標については、事業契約前に市と事業者で協議し、最終決定する。」と示されていますが、別紙1-表2「サービス対価の改定で使用する指標」には、業務内容ごとに具体的な指標が示されており、これらの指標については、貴市と協議の上、別表にお示しの指標とは関わりなく変更できると理解してよろしいでしょうか。	原則、募集要項に記載の指標による物価改定を想定しますが、事業契約締結前の協議において、市が有効と認めた指標がある場合は協議により最終決定します。
17	募集要項	8	第2	10	(3)		サービス対価支払停止	是正が確認出来たら、停止されていたサービス対価が即時支払われると理解してよろしいでしょうか。キャッシュフロー管理の観点からご質問させて頂きました。	お見込みのとおりです。ただし、経理処理の状況によって即時の支払とならない場合もあります。
18	募集要項	8	第2	11	(1)		改築の実施	「ただし、市が公益上の理由を検討した上で必要と判断したときは」この一文の公益上の理由は、どのようなケースを想定されていますか。	公益上の目的を達成するために他に選ぶ手段がないと認められる場合を想定しています。
19	募集要項	9	第2	15			保険	建物・施設等に係る火災保険については、それらの所有者である貴市が加入されると理解してよろしいでしょうか。	全国市有物件災害共済会に加入しており、火災保険も含まれています。
20	募集要項	11	第3	2			審査会の設置	審査員については非公表とのことですので、事業内容等を照会した相手が偶々審査員だったという可能性があります。 審査員(職任/肩書まで)を公表頂く、もしくは「応募参加資格を失う」という条件を変更頂く(「応募参加資格を失う可能性がある」という表現に変更)等のご配慮をお願いいたします。	優先交渉権者選定基準に記載のとおり、市職員から構成される審査会となります。 したがって、募集要項に変更はありません。
21	募集要項	11	第3	3		表5	事業者の募集及び選定スケジュール	見えないリスクと運用実態を把握し、適切なコスト・リスク配分と実効性のある提案を行い、と考えております。そのため貴市に担当者様への聞き取りや現地視察などを通じて対象施設の状態を確認できるような機会を頂けないでしょうか。	担当者へのヒアリングは認めませんが、現地見学については、参加資格確認後に認めるものとします。参加資格があると認められた応募者に現地見学申込様式を配布します。現地見学回数の上限は設けませんが、必要最小限としてください。
22	募集要項	11	第3	3		表5	事業者の募集及び選定スケジュール	対象施設等の状況確認のため現地視察やヒアリングの機会をお願いいたします。	No.21の回答を参照してください。
23	募集要項	11	第3	3		表5	事業者の募集及び選定スケジュール	資料閲覧とは別に、対象施設の現地視察、主要ポンプ場・代表的管路区間の確認、市担当者への技術ヒアリングを応募者共通条件で設定いただける。設定不可の場合、代替資料は何か。	No.21の回答を参照してください。
24	募集要項	12	第3	3		表5	事業者の募集及び選定スケジュール	提案審査書類受付が10月上旬(10/5～8)、プレゼン及びヒアリングが10月下旬に予定されています。準備期間を確保し、質の高いプレゼンを行うためにも、月末に近い日に選定頂くようご配慮をお願いいたします。	プレゼンテーション・ヒアリングの実施日については、応募者での準備時間に配慮して設定するものとします。

第1回質問回答(募集要項等に関する質問回答)

(〇〇〇〇 は回答公表済み)

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問事項	回答
25	募集要項	13	第3	4	(3)		業務実施企業に求める要件	「応募企業又は応募グループの構成企業のうちの一者は、次の資格要件を満たすこと。」とされており、例えば、管路改築業務を行う者については、「建設業法第3条第1項に基づく土木一式工事の特定建設業許可を有し、監理技術者を配置できる者であること。」と規定されています。本事業において、SPC形態の企業グループで応募をする場合、本要件は企業に求める要件と解しており、個人を特定せず、各業務を担当する企業において、求められている資格を有する社員を保有していることを明示することで、本要件を満たすと考えておりますがその認識で良いでしょうか。具体的には、様式3-3において、各業務を実施する企業名称は記入した上で、配置予定技術者については、空欄とする代わりに、当該企業が有資格者の保有実態を示す書類を提出することで良いでしょうか。	配置予定技術者については、参加資格確認申請時に記入が必須です。ただし、将来的な異動等による変更は可能とします。
26	募集要項	13	第3	4	(3)		業務実施企業に求める要件	持ち株会社である親会社が構成企業となる場合において、完全子会社であるグループ内企業が構成企業とならずに業務実施企業として登録することは可能でしょうか？兵庫県においては、グループ内企業同士でJVを構成することが禁じられている(兵庫県の特別企業体に関する取り扱い要綱)など、親子関係がある企業がともに構成企業となることは制度上も企業統治の観点からも望ましくないと考えられます。	可能です。再委託先に、完全子会社であるグループ企業が業務実施企業となることは問題ありません。
27	募集要項	13	第3	4	(3)		業務実施企業に求める要件	応募者の参加資格要件にある業務の資格者は、要求水準書(別紙集)にある業務責任者と同一の者でも別の者でも可能でしょうか。	問題ありません。
28	募集要項	15	第3	5	(4)		競争的対話の実施	競争的対話の対象は附帯事業及び任意事業に限定することなく、より幅広い事項についての協議の場としていただくことを強く要望します。本事業は10年間の長期契約かつ事業規模100億円を超える大型の事業です。契約書の記載内容に関する解釈確認・変更協議や業務内容に関する精確な理解を得られる機会の提供をお願い致します。提案にあたり、リスク費用の過剰な計上を招くことを懸念しております。	募集要項、要求水準書(要求水準書 別紙集を含む。)、様式集、基本協定書(案)、事業契約書(案)、第1回質問に対する回答に示された内容を対象として、8月26日～28日の間で、「競争的対話②」を実施することとします。 詳細については募集要項(修正版)に示します。
29	募集要項	15	第3	5	(4)		競争的対話の実施	提案した附帯事業及び任意事業の実施可否の判断結果は競争的対話実施日に通知されると理解してよろしいでしょうか。	競争的対話実施日に実施可否の通知は行いません。 募集要項に記載するスケジュール(表5)をご参照ください。
30	募集要項	17	第3	7	(1)		基本協定の締結	「優先交渉権を得た者が基本協定を締結しない場合は、当該優先交渉権を得た者は提案価格の10/100に相当する金額を市に支払わなければならない。」とありますが、優先交渉権を得た者の責めに帰すべき事由により、基本協定締結に至らない場合にのみ該当すると理解してよろしいでしょうか。 【修正案】 「優先交渉権を得た者の責により、基本協定が締結できない場合は、当該優先交渉権を得た者は提案価格の10/100に相当する金額を市に支払わなければならない。」	お見込みのとおりです。ただし、原文のとおりとします。
31	募集要項	17	第3	7	(5)		契約保証金	募集要項においては、契約保証金の納付が記載されている一方で、事業契約書(案)第6条において、契約保証金の納付以外の方法で保証することが可能となっていると理解しております。契約保証の考え方について、次のように変更をご検討いただけませんか。 【変更要望事項】 ・保証の期間:一括ではなく単年度更新 ・保証の額:管路修繕・改築業務の金額の100分の10 【変更要望の理由】 ・保証の期間については、本事業は10年間で長期であり、仮に一括での保証を求められた場合、応募する保証会社、保険会社が見つからない懸念がございます。実際に先行事例においては10年一括での保証を受けることができず分割での保証で官民合意いたしました。なお、契約保証金の納付については、本事業においては10年間の預託に限りインフレ率も考慮した場合の金銭価値の棄損への懸念から民間事業者としては実質的に選択しづらい方法です。また、 ・保証の金額については、履行保証は更新事業(建設事業)にあてはめられるのが一般的と認識しており、本事業でも該当する業務範囲に限定いただきたい主旨です。なお、建設事業と維持管理事業が複合となっている先行事例においても、履行保証の対象額は、更新事業の額の10分の1とされています。	契約保証金については、2か年分のサービス対価の和の10/100とします。具体的には、令和9年度は令和9年度と令和10年度のサービス対価の和の10/100、令和10年度は令和10年度と令和11年度のサービス対価の和の10/100、以降同様当該年度とその翌年度のサービス対価の和の10/100としますが、令和18年度については令和18年度のサービス対価の10/100とします。事業契約の規定によりサービス対価の改定が行われた場合は、改定結果に応じて契約保証金の額を変更するものとします。
32	募集要項	17	第3	7	(5)		契約保証金	納付した契約保証金はいつ返還されますか。	各事業年度終了後、契約保証金の返還に係る請求書を提出して頂き、請求書受理後30日以内に返還するものとします。
33	募集要項	17	第3	7	(5)		契約保証金	契約保証金の額が大きいと考えており、参画企業にとって大きな負担お考えしています。保証金の縮小を希望いたします。	No.31の回答を参照してください。
34	募集要項	17	第3	7	(5)		契約保証金	本事業のように10年間にわたる長期契約の場合、契約保証金の額が年間事業費に相当する規模となり、事業経営上の大きな負担となり得ます。つきましては、契約保証金の額の縮小を強く要望いたします。	No.31の回答を参照してください。
35	募集要項	29, 9	別紙3 別紙13	No.25・ No.26			リスク分担表(調査リスク・計画設計リスク) リスク分担の基本的な考え方	募集要項別紙3リスク分担表では、「募集要項等の誤り等」、「市が実施したTVカメラ調査等の不備」(No.25)、「市が実施した長寿命化計画・改築基本設計等の不備」及び「市の改築設計の要求内容・条件の不備」(No.26)を市の負担としています。募集要項第13(リスク分担の基本的な考え方)の原因者負担の趣旨に照らし、これら市が作成・実施した募集要項等並びに調査・計画・設計の成果の不備に起因して、台帳修正・追加調査又は再設計が必要となる場合についても、当該追加作業は上記の市負担リスク(No.25/26)に含まれるとの理解でよいのか、ご教示ください。あわせて、この場合の追加費用及び履行期限の取扱いをご教示ください。	お見込みのとおりです。 追加費用及び履行期限については、別途協議により決定します。
36	募集要項	別紙1-1	別紙1	1		別紙1-表-1	サービス対価の支払期	【D】及び【E】改築工事の年ごとの支払金額の決定方法についてご教示下さい。以下のように理解していますが認識に相違ないでしょうか。 【D】 ・前年度に発注業務内容及びSPCが受領する諸経費等の大枠・予算を貴市と合意。 ・合意に基づき、貴市にて国費や市費の予算要望手続き。 ・年度当初の交付内示を受けて、年度の総額を双方で合意し、覚書等(年間事業費に関する契約書等)を締結(当初覚書)。 ・SPCから個別業務を発注 ・12月中旬を目途に各個別業務の発注額を確定し、それらの総額に別途貴市と合意した諸経費等を合計したもので最終覚書を締結し、これを貴市からSPCへの支払額とする。(予算の年度繰り越しを伴わない場合を想定) 【E】 ・前年度に発注工事内容及びSPCが受領する諸経費等の大枠・予算を貴市と合意。 ・合意に基づき、貴市にて国費や市費の予算要望手続き。 ・年度当初の交付内示を受けて、年度の総額を双方で合意し、覚書を締結(当初覚書)。 ・SPCから個別工事を発注 ・12月中旬を目途に各個別工事の発注額を確定し、それらの総額に別途貴市と合意した諸経費等を合計したもので最終覚書を締結し、これを貴市からSPCへの支払額とする。(予算の予算繰り越しを伴わない場合を想定)	優先交渉権者との協議によることとします。
37	募集要項	別紙1-1	別紙1	1		別紙1-表-1	サービス対価の支払期	一般的な公共工事の場合、受注者の資金負担を軽減し、工事を円滑に進める目的で、前渡金(前払金)が支払われます。本件も公共性が高い事業であることに鑑み、【D】【E】の業務において、前渡金(前払金)の支払いをご検討願います。	前渡金(前払金)の支払は行いません。
38	募集要項	別紙1-1	別紙1	1		別紙1-表-1	想定業務量の算定方法	別紙1-表-1欄外の※において、想定業務量に対して5%の増減がある場合、当該業務に係るサービス対価の見直しは規定されております。想定業務量は、何に基づいて評価されますでしょうか？修繕件数なのか、修繕金額なのか、もしくは事象に応じて協議の上決定するなど、ご想定をお教えください。	優先交渉権者との協議によることとします。

第1回質問回答(募集要項等に関する質問回答)

(〇〇〇〇 は回答公表済み)

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問事項	回答
39	募集要項	別紙1-1	別紙1	1		別紙1-表1	想定業務量の算定方法	別紙1-表1欄外の※において、想定業務量に対して5%の増減がある場合、当該業務に係るサービス対価の見直しが規定されております。頻度は毎年という理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
40	募集要項	別紙1-3	別紙1	2	(2)		サービス対価の改定の条件	昨今の急激な物価高騰を背景に、契約締結の日から12ヶ月を経過しないと請求できないかつ±1.5%の全体スライドのみでは、変化に追いつくことができず受託者側の費用負担が増えます。よって、インフレスライドの適用も認めて頂けないでしょうか。	サービス対価の改定については、公共工事標準請負契約約款等で規定されている全体スライド又はインフレスライドの適用を行うものではありません。 なお、ここでの1.5%の増減については、1.5%を超える部分のみではなく、増減した額の全てを改定の対象としています。
41	募集要項	別紙1-3	別紙1	2	(2)		サービス対価の改定の条件	管路修繕・改築業務につきましては、昨今の急激な物価上昇に対応するため、±1.5%の全体スライドに加え、±1.0%のインフレスライドの採用も認めて頂けないでしょうか。	No.40の回答を参照してください。
42	募集要項	別紙1-3	別紙1	2	(2)		サービス対価の改定の条件	サービス対価が改定となり費用が増加する場合、1.5%を超過した差額分だけを支払額に上乗せするのではなく、1.5%未満の部分も含んで支払額を増額していただくと解釈してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
43	募集要項	別紙1-3	別紙1	2	(2)		サービス対価の改定の条件	サービス対価の改定で費用が増加する場合には、1.5%を超過した差額分だけではなく、1.5%未満の部分も含んで支払額を増額していただくと解釈してよろしいでしょうか。	No.42の回答を参照してください。
44	募集要項	別紙1-3	別紙1	2	(2)		サービス対価の改定の条件	材料が必要な改築工事等について物価スライドの±1.5%だけでなく、±1.0%のインフレスライドの採用も認めていただきますように要望します。	No.40の回答を参照してください。
45	募集要項	別紙2-1	別紙2	1			サービス対価の支払停止	レベル2、3で過失による事故の発生を例として挙げられています。改築工事等に際して、他企業業務を兼担した際に、過失の認定はどのような基準に基づきますか。	市が加入している保険及び応募者が提案し、加入する保険等の基準に基づくものと想定しています。
46	募集要項	別紙3-1	別紙3				リスク分担保・制度関連リスク	「4 法令変更リスク」について、広く一般的に運用される法令の変更や新規立法であっても、事業者の運営に大きな影響を与える場合は協議対象としないでしょうか。	原則として、本事業のみならず、広く一般的に運用されている法令の変更や新規立法については協議を行いませんが、本事業に関わると認められる場合は、協議に応じる可能性があります。
47	募集要項	別紙3-1	別紙3				リスク分担保・環境リスク	「8 環境リスク」について、許認可条件や行政指示を遵守した上で生じた事象については貴市もリスクを負って頂けないでしょうか。例えば、受託者の不備ではなく、事業損失のような性質のものであれば、「第三者賠償リスク」の「市の帰責事由により第三者に損害を与えた場合」と読むことが可能でしょうか。	「8 環境リスク」は、事業者の責めに帰すべき事由によるものを想定しています。 なお、事業者の責めに帰さない事由については、事業者に費用負担を求めるものではありません。
48	募集要項	別紙3-1	別紙3				リスク分担保・資金調達リスク	「9 資金調達リスク」について、改築工事に必要となる国庫補助金の調達及び、補助金の不足により生じる要求水準の未達リスクについては受託者のリスクを免責して頂けないでしょうか。	「9 資金調達リスク」は、受託者が本事業を実施する際に必要な資金の確保を指すものです。 国庫補助金の調達等に関しては、受託者の帰責事由がない場合は、市の負担とします。
49	募集要項	別紙3-1	別紙3				リスク分担保・予算等に係る議会議決	「12 予算等に係る議会議決」について、議会に係る内容は受託者側ではコントロールできないリスクにつき、受託者側の〇を削除して頂けないでしょうか。	原文のとおりとします。
50	募集要項	別紙3-1	別紙3				リスク分担保・事業の中止・延期・不能リスク(不可抗力を除く)	「17 事業の中止・延期・不能リスク(不可抗力を除く)」について、市議会が予算等議決が得られず事業が中止・延期・遂行不能となる場合は、「市の事由によるもの」と解釈してよろしいでしょうか。	原文のとおりとします。
51	募集要項	別紙3-2	別紙3				リスク分担保・不可抗力リスク	「21 不可抗力リスク」について、受託者側ではコントロールできないリスクにつき、受託者側の〇を削除して頂けないでしょうか。	事業契約書(案)第101条及び別紙7に記載のとおり、基本的に市の負担となります。
52	募集要項	別紙3-3	別紙3				リスク分担保・工事費増大リスク	「28 工事費増大リスク」について、「受注者の責めに帰すべき事由により工事費が増大した場合」以外は全て、「市の事由による設計変更等で工事費が増大した場合」と解釈してよろしいでしょうか。	事業契約書第57条 各項の規定に基づき、承認された設計図書を市の事由により変更する場合においては、お見込みのとおりです。
53	募集要項	別紙4-2	別紙4	3	(1)		提出書類	様式3-2-3の構成企業名の代表者名や様式3-6の委任上の代表者名は、市に提出している指名参加申請の受任者での記入と捺印でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
54	募集要項	別紙4-2	別紙4	3	(1)		提出書類一覧	国税・都道府県税・市税の納税証明について、「様式集」の「様式3-2-2」と記載が異なるのですが、どちらが正でしょうか。	様式集(様式3-2-2)が正しいため、募集要項を修正します。
55	募集要項	別紙4-4	別紙4	5	(2)	①	提案書作成・企業名の記載	様式5-2提案書について、正本・副本共に各様式は企業名を伏せる副本形式で統一して作成し、正本のみに各社の企業名や業種等が分かる一覧表を添付する形式で提出することを認めていただけないでしょうか。副本において、誤って企業名を書いてしまうリスクを回避することができます。	認めます。 なお、副本の提出部数は3部から9部に変更します。
56	募集要項	別紙4-4	別紙4	5	(2)	③	提案書作成・書式等	使用する用紙は表紙を含め指定様式によることと規定されています。様式集(Word版)で示されている様式に係る確認です。 ・「フリー帯の【項目1】事業の運営方針」の箇所は必須でしょうか。様式のタイトルと二重になっているため、記載の必要性がよく分かりません。 ・右肩又は下段枠外に、「1/全体ページ数」のように通しページ数を追記して問題ないでしょうか。様式間で参照を飛ばす際に、通しページ数があつたほうが分かりやすくなります。	【項目1】事業の運営方針」等のフリー帯の部分や全体の枠については、適宜編集して作成してください。ただし、上部に様式番号とタイトルの記載が判別できるように記載してください。 また、通し番号については、問題ありません。
57	募集要項	別紙4-5	別紙4	5	(3)	③	提案書データの提出	CDR又はDVDで提出するデータについて、ファイル形式はPDF形式と指定されています。一方で「様式5-3.事業実施計画」や「様式5-4.事業収支計画」はエクセル形式で提出する必要があります。したがって、提出データのファイル形式は、「PDF形式及びそれらのオリジナルデータ(Word、Excel等)」とすべきかと思いますが、いかがでしょうか。	ご指摘のとおり修正します。
58	要求水準書	33	第7	7	(3)		工事データ	公共事業としての妥当性を担保するために公共工事等積算基準等に準じた積算(官積算)やそれに基づく予定価格の算定が必要と認識しています。 これらの業務は貴市、事業者どちらの所掌になりますか。 事業者の場合、修繕・改築業務のサービス対価に含まれると理解してよろしいでしょうか。	公共工事等積算基準に準じた積算(官積算)は市で行いますが、予定価格の算定等の発注業務は、事業者が所掌とし、修繕・改築業務に係るサービス対価の範囲内で提案してください。
59	要求水準書	35	第8	3	(3)		委託業務及び工事の発注	官積算の実施に当たり、貴市の積算システムの利用は可能でしょうか。	市の積算システムの直接の利用は原則想定していません。必要な場合は、優先交渉権者決定後の協議により検討します。
60	要求水準書	4	第1	3	(4)		総則(事業概要・業務の範囲)	要求水準書第1総則3事業概要(4)業務の範囲に關し、(1)計画・設計業務における「ストックマネジメント計画策定(汚水のみ)」「修繕改築詳細設計(汚水のみ)」の「汚水のみ」に含まれる対象施設は、汚水管路施設・汚水中継ポンプ場1箇所・マンホールポンプ場65箇所・汚水流量計28箇所との理解でよいのか、(2)管路修繕・改築業務における「改築工事(マンホールポンプ(機械・電気設備))」に汚水中継ポンプ場1箇所・汚水流量計28箇所は含まれないとの理解でよいのか、ご教示ください。	(1)ストックマネジメント計画策定及び修繕改築詳細設計の「汚水のみ」の対象施設は、お見込みのとり要求水準書に示す汚水施設を想定しています。ただし、期間内に施設の増設があった場合は、増設施設も含むことになります。 (2)現段階では、お見込みのとり改築工事に汚水中継ポンプ場・汚水流量計は含んでありません。ただし、今後ストックマネジメント計画の見直しに伴い、改築工事の対象になる可能性はあります。
61	要求水準書	6	第1	3	(5)		想定業務量	令和7年度発注の単価契約である公共下水道維持補修6件の年度総額、件数、主な工種内訳を教示頂けないでしょうか。又、想定事業量では、①維持管理業務の補修に該当するのででしょうか。	公共下水道維持補修に関して、限度額としての年度総額、件数、工種内訳は資料閲覧の申し出により開示することは可能です。又、想定事業量は、お見込みのとり①維持管理業務の補修で見込めます。
62	要求水準書	7	第1	3	(5)		想定業務量	募集要項P7、8提案上限額での収益的支出金額は、想定業務量の①から③の合算金額を基に算出されていると解釈してよろしいでしょうか。	収益的支出金額は、要求水準書に示す想定業務量①～③を基に市が試算した参考値です。お見込みのとり、これらを基礎として算出しています。
63	要求水準書	7	第1	3	(5)		想定業務量	想定業務量に記載の参考見込み数量は、あくまで参考値であり、業務開始後毎年の実施数量が満たされなくもそれを理由に減額にはならないと理解してよろしいでしょうか。	想定業務量の参考見込み数量は、提案上限額設定のための想定値であり、実施数量がこれを下回ったことのみをもって直ちに減額するものではありません。具体的なサービス対価の見直しは、募集要項・事業契約書に定める条件によります。
64	要求水準書	8	第1	4	(1)		共通の要件	事業者は地元企業が対応可能な業務は、できるだけ地元企業を活用すること、となっております。現状として、管更生工法による管路改築業務は、市内企業にて対応可能と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
65	要求水準書	8	第1	4	(1)		共通の要件	事業者が地元企業へ業務・工事の発注し、完了した際に、地元企業の受注意欲向上のため、当該業務・工事を、受注企業の貴市における施工実績と認めていただきたいと考えますが、いかがでしょうか。	事業者から地元企業へ発注した工事であっても、当該企業が請負人として工事を実施した場合は、市の工事実績として取り扱うことは可能です。具体的な登録方法等は、従来の実績管理の運用に従います。
66	要求水準書	14	第2	7			市職員に対する技術の向上及び技術の継承	特に、技術の向上及び継承された項目が列記されていますが、現在、どのようなOJT、OFF-JTを実施されているか提案の参考のためご教示ください。	現行の市職員向けOJT・OFF-JTの内容については、個別の研修実績等を整理のうえ、優先交渉権者決定後に情報提供することを想定しています。
67	要求水準書	16	第3	1	(2)		維持管理業務の実施体制	現行の貴市の体制として、維持管理業務に関して、業務の設計・監督を担当している職員数を提案の参考のためご教示ください。	現行の体制は、3名の職員で対応しています。
68	要求水準書	19	第3	2	(2)	⑨	遠方監視	遠方監視装置を用いたリアルタイムでの監視について、たとえばSPCの事務所で監視を行う場合にはシステム改造などが必要になるか、ご教示ください。	現段階では、システム改造等は想定していません。
69	要求水準書	23	第5	1			住民対応業務に関する要求事項	現行の貴市の体制として、住民対応業務での初期対応、又、緊急対応(つまり対応等)を必要となった場合の業務フローをご教示ください。又、対応する地元企業の選定方法等についてもご教示ください。	住民対応業務に関する具体的な業務フローの開示は予定していません。また、現行では、競争入札により市内業者を選定しています。

第1回質問回答(募集要項等に関する質問回答)

(〇〇〇〇 は回答公表済み)

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問事項	回答
70	要求水準書	23	第5	1			住民対応業務に関する要求事項	現状の自治体体制として住民対応業務での業務フロー(受電から初期対応及び緊急対応(つまり対応等)を教示願います。	住民対応業務に関する具体的な業務フローの開示は予定していません。
71	要求水準書	24	第5	2	(2)	②(ア)	24時間365日の電話対応	「24時間365日の電話等の対応」の窓口は、警備会社や地元企業等に委託して問題ないでしょうか。	警備会社や地元企業等への委託による24時間365日の電話等の対応は、要求水準を満たす体制であれば認めます。事業者が責任を持って対応してください。
72	要求水準書	24	第5	2	(2)	②(イ)	現場対応(原因調査等)	「現場対応者は、受付後、概ね1時間程度以内に現地確認を行うこと。」とありますが、緊急性が明らかに低いと考えられる場合には、営業時間内での現地確認でも認められると理解してよろしいでしょうか。	原則として受付後概ね1時間以内の現地確認を求めますが、緊急性が明らかに低い案件については、合理的な範囲で営業時間内対応とすることも、市との協議による運用で対応可能です。
73	要求水準書	24	第5	2	(2)	②(ア)	24時間365日の電話対応	市民からの電話等への通報の受付業務について、24時間365日の有人対応が前提でしょうか。	24時間365日の対応については、原則として有人対応を想定していますが、音声案内等を併用する場合でも、緊急時に適切な初期対応ができる体制であれば、具体的な運用方法は事業者提案によるものとします。
74	要求水準書	27	第6	1	(2)		計画・設計業務の実施体制	現行の貴市の体制として、計画・設計業務に関して、業務の設計・監督を担当している職員数を提案の参考のためご教示ください。	現行の体制は、2名の職員で対応しています。
75	要求水準書	27	第6	2	(2)		計画・設計業務(業務内容)	要求水準書第6計画・設計業務2(2)(業務内容)では、各業務の詳細内容・提出物を別紙5(市の過年度発注業務の業務内容事例)及び別紙6(最新版の基準・指針)を参考ととしています。これらの別紙5・別紙6は、計画・設計業務の成果品の参考例示であって、要求水準書本体に明示された事項を超える成果を一律に義務づけるものではないとの理解でよいのか、その位置づけ(拘束力)とあわせてご教示ください。	お見込みのとおりですが、参考例示に充足する成果物を作成してください。
76	要求水準書	28	第6				計画・設計業務に関する要求事項	計画変更業務、ストックマネジメント計画策定業務等に係る関係機関協議(兵庫県、都市計画担当部局その他)について、標準的な協議開始時期・必要資料・想定される審査期間(過年度の実績等)をご教示ください(関係機関協議への同行は事業者の役割と規定されていると理解しています。要求水準書第6計画・設計業務)。	令和7年度作成のストックマネジメント計画策定時は、令和8年1月から約2カ月程度の審査期間を要しました。
77	要求水準書	32	第7	6			工事監督に関する事項	該当箇所に記載されている要求事項は施工を実施する企業が行う認識です。一方、これまで貴市職員が担っておられた工事(委託含む)監督業務は事業者の所掌範囲に含まれておりますか。含まれる場合、SPC等が構成企業に発注した業務や工事をSPC内の構成企業関係者が監督することになっても問題ないと理解してよろしいでしょうか。	要求水準書に記載の工事監督業務は、原則として施工を実施する企業が担うものです。従来市職員が行っていた監督業務については、本事業において統括管理業務の中で事業者が一定の役割を担うことを想定しています。SPCが構成企業に発注した工事を、SPC側の構成企業関係者が監督すること自体は、適切な体制と利益相反管理が図られていれば、直ちに否定するものではありません。
78	要求水準書	32	第7	6			工事監督に関する事項	工事監督業務について統括管理業務に含まれているとの解釈でしょうか、SPCが構成企業への発注した場合の監督業務についてどのように考えておりますでしょうか。	要求水準書に記載の工事監督業務は、原則として施工を実施する企業が担うものです。従来市職員が行っていた監督業務については、本事業において統括管理業務の中で事業者が一定の役割を担うことを想定しています。SPCが構成企業に発注した工事を、SPC側の構成企業関係者が監督すること自体は、適切な体制と利益相反管理が図られていれば、直ちに否定するものではありません。
79	要求水準書	32	第7	6			工事監督に関する事項	該当箇所の要求事項は、施工を実施する企業が担うものと認識しております。一方で、従来は貴市職員が担っておられた工事(委託を含む)の監督業務は、統括管理業務に含まれるとの理解でよろしいでしょうか。含まれる場合、SPC等が構成企業へ発注した業務・工事を当該構成企業の関係者が監督することの可否について、どのように整理されているかをご教示ください。	要求水準書に記載の工事監督業務は、原則として施工を実施する企業が担うものです。従来市職員が行っていた監督業務については、本事業において統括管理業務の中で事業者が一定の役割を担うことを想定しています。SPCが構成企業に発注した工事を、SPC側の構成企業関係者が監督すること自体は、適切な体制と利益相反管理が図られていれば、直ちに否定するものではありません。
80	要求水準書	33	第7	7	(3)		工事データ	SPCが工事発注を行う場合、「工事を実施する者」は、「SPCが工事発注し、契約した相手方」と解釈してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
81	要求水準書	33	第7	7	(3)		工事データ	「工事を実施する者」の解釈としてSPCから工事発注を行う場合は、契約した企業との考えでよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
82	要求水準書	33	第7	7	(3)		工事データ	SPCが工事を発注する場合、「工事を実施する者」とは「SPCが発注し契約を締結した相手方」を指すものと解釈してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
83	要求水準書	34	第8	1	(2)	①	実施体制	統括管理者は代表企業から選任することとありますが、代表企業が100%の株式を保有する完全子会社の人材をもって充てる(①完全子会社から代表企業への出向のちSPCへの出向 ②完全子会社と代表企業を兼務してSPCへ出向 ③完全子会社からSPCへ出向)ことを認めていただけませんか？完全子会社の従業員ですので代表企業の指揮命令下に属します。また、専門的な知見を有し、本事業に適した人材をグループ全体の中から選定することが可能となります。	募集要項等を満たす提案においては、問題ありません。
84	要求水準書	35	第8	3	(3)		委託業務及び工事の発注	「適切に受注者を選定する」とありますが、貴市の入札参加資格を有する事業者から選定する認識でよろしいでしょうか。また、選定方式は、事業者の任意で設定してよろしいでしょうか。	入札参加資格を有する事業者に限定するものではありません。なお、できる限り市内事業者を活用するよう努めてください。具体的な選定方式(競争入札・指名競争・公募型見積等)は、本事業のスキームや関係法令に適合する範囲で、事業者提案に基づくものとします。
85	要求水準書	35	第8	3	(2)		事業計画及び報告書作成	統括管理者への年間及び月間業務報告書等の定期的報告が記されていますが、報告頻度や参加メンバー等想定されていることがありますか。	統括管理者への定期報告の頻度や参加メンバーは、要求水準書に示す最低限の枠組みを踏まえつつ、事業者提案によるものとします。市と協議のうえ、運営開始後に適切な頻度等を定めます。
86	要求水準書	36	第8	5			台帳管理	民間開発事業等で整備された下水道施設について、台帳に反映すべきデータ、情報については貴市から提供されると理解してよろしいでしょうか。	民間開発事業等で整備された下水道施設について台帳に反映すべきデータ・情報は、原則として市が保有・収集したデータを市から提供することを想定しています。開発事業者からの直接提供分も、市経由で共有する形を基本とします。
87	要求水準書	36	第8	5			台帳管理	現在、汚水と雨水の台帳システムはそれぞれ独立した別システムとして運用されているものと推察します。業務開始5年後を目標に一元管理が可能となるよう整備することが求められています。「一元管理」されていることの要件についてご教示ください。必ずしも汚水・雨水でのサプライヤー統一を要求するものではないと理解してよろしいでしょうか。	「一元管理」とは、汚水・雨水の台帳情報を一体的に管理・参照できる状態を指し、必ずしもサプライヤー(システムベンダー)の統一を求めるものではありません。統合方法(単一システム化・連携・共通閲覧基盤等)は、事業者提案に基づき、市と協議して決定します。
88	要求水準書	36	第8	5			台帳管理	提案価格算定の前提条件を明確にするため、台帳システム更新費用、ライセンス費用、データ移行費用、保守運用費用等の貴市と事業者の負担区分をご教示ください。	現段階では、データ移行費用以外に関しては市の負担と考えていますが、具体的な負担区分に関しては現行システムの状況等を踏まえて、優先交渉権者決定後に市と事業者の協議により整理・合意することを想定しています。
89	要求水準書	36	第8	5			台帳管理	汚水・雨水の台帳の一元管理について、貴市が想定する最低限必要な仕様、機能要件、既存データの移行範囲及びランニングコストの考え方をご教示ください。	一元管理に必要な最低限の仕様・機能要件・既存データの移行範囲及びランニングコストの考え方も、事業者提案を踏まえて、市と協議のうえ決定します。本募集段階で詳細仕様を固定することは想定していません。
90	要求水準書	36	第8	5			台帳管理	汚水・雨水の台帳の一元管理について、事業開始後に一元化に伴い追加のシステム導入費用が生じ、貴市と協議の上必要性を認めていただけた場合、追加費用の計上が可能と理解してよろしいでしょうか。	一元化に伴う追加内容については、導入前に市との協議により決定することとします。
91	要求水準書	36	第8	5			統括管理業務(台帳管理)	民間開発事業等で整備された下水道施設情報の台帳反映について、(1)反映対象の年間見込み件数及びデータ提供主体(市の所属データとして市から提供されるか)をご教示ください。(2)当該反映業務がサービス対価に含まれる場合は、提案価格の前提とすべき年間見込み件数及び事業者が行う調査・測量の範囲をご提示ください。(3)市が示す当該見込み件数・範囲を超える反映(市・開発事業者から原データの提供がない外部要因による増加を含む)は、別途協議(追加対価)の対象となるとの理解でよいのか、ご教示ください。	反映対象の年間見込み件数やデータ提供主体については、市の今後の開発見込みを勘案しつつ、優先交渉権者決定後に協議のうえ共有します。サービス対価Fに含める範囲や調査・測量の範囲も、同様に協議により整理します。市が示す見込み件数大幅に超える反映が必要となった場合は、条件変更・対価変更の協議対象とします。
92	要求水準書	36	第8	4			統括管理業務(情報管理)	要求水準書第8統括管理業務4(情報管理)に、情報管理基盤の構築に向けた検討を行うこと、及び「既存の仕組みからデータを移行し、新たな基盤を構築・運用する場合は、管理登録する情報及び運用方法について市と協議し、決定のうえ実施すること」とあります。新基盤へのデータ移行・構築・運用は、市との協議により実施を決定した場合に行うものであり、当初から必須の実施を求めるものではないという理解でよいのか、ご教示ください。あわせて、実施を決定した場合のサービス対価Fの取扱いをご教示ください。	新たな情報管理基盤の構築・既存データの移行・運用は、要求水準書第8統括管理業務4(情報管理)に基づき、市との協議のうえ必要性が認められた場合に実施するものであり、当初から必ず行うことを求めるものではありません。実施を決定した場合の費用負担は、【F:統括管理業務】に係るサービス対価の範囲内で事業者が提案により見込むことを想定しています。
93	要求水準書	36	第8	4			統括管理業務(情報管理)	要求水準書第8統括管理業務4(情報管理)に関し、現在市ホームページから閲覧可能な下水道台帳公開サービスについて、契約期間中に台帳システムを更新した場合も同様の市民閲覧環境を継続して提供することを想定しているとの理解でよいのか、ご教示ください。	お見込みのとおりです。

第1回質問回答(募集要項等に関する質問回答)

(回答公表済み)

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問事項	回答
94	要求水準書	36	第8	4			統括管理業務(情報管理)	要求水準書第8統括管理業務4(情報管理)に関し、統合的に扱う情報管理基盤を導入する場合のサーバーの設置環境について、市が想定する環境(インターネット環境/LGWAN環境)をご教示ください。また、市の職員が利用する際はLGWAN環境に接続された端末での利用を前提とするとの理解でよい、ご教示ください。	統合的情報管理基盤のサーバ環境は、市職員の利用を前提に、LGWAN環境を基本としつつ、必要に応じてインターネット環境との接続方法を含め、市と事業者協議により決定します。
95	要求水準書	36	第8	4・5			統括管理業務(情報管理・台帳管理)	要求水準書第8統括管理業務(情報管理・台帳管理)に関し、維持管理情報及び一元化後の汚水・雨水台帳について、市民に対する公開(情報提供)を行う想定の有無及び公開する場合の範囲をご教示ください。	維持管理情報及び一元化後の汚水・雨水台帳の市民公開については、現行の公開範囲を基本としつつ、個人情報保護等関係法令を踏まえて市が方針を定めます。具体の公開範囲は、優先交渉権者決定後に協議し決定します。
96	要求水準書	27, 30	第6 第7				計画・設計業務に関する要求事項 管路修繕・改築業務に関する要求事項	国庫補助金等が不交付又は返還となった場合の損失について、(1)その原因が市の指示・要求内容に起因する場合は市の負担となるとの理解でよい、(2)交付要綱・制度の変更その他事業者の責めに帰さない事由に起因する場合は、当該損失の取扱いが事業契約書上の協議・精算の対象となるとの理解でよい、(3)事業者の設計・計画の不備に起因する場合に限り事業者の負担となるとの理解でよい、それぞれご教示ください。	(1)市の指示・要求内容に起因する場合は、原因者負担の考え方に基つき、負担とすることを基本的に協議します。(2)交付要綱・制度変更等、事業者の責めに帰さない事由による場合は、事業契約書に定める条件変更・サービス対価変更の協議対象となります。(3)事業者の設計・計画の不備に起因する場合は、事業者負担となるものと考えます。
97	要求水準書	27-28	第6	2	(2)	①	計画・設計業務(下水道事業計画変更業務)	要求水準書第6計画・設計業務2(2)下水道事業計画変更業務に関し、事業計画変更の対象となる区域・面積について、市が想定する範囲をご提示ください。	上位計画に伴う事業計画変更の予定がありますが、具体的な区域・面積については、現在検討中です。
98	要求水準書	35, 36	第8 第8	2 5	(2)	③	統括管理業務(台帳管理／一元化を行う) 統括管理業務(台帳管理／5年目標一元管理)	要求水準書第8統括管理業務(情報管理・台帳管理)に「汚水と雨水の台帳システムの一元化を行う」業務開始から5年を目標に「一元管理が可能となるよう整備する」とあります。「一元化」及び「一元管理が可能となるよう整備」が、単一システムへの統合・データ連携、共通環境の整備のいずれを指すのか、市が要求する完成状態(到達水準)、対象データの範囲及び検収条件をご教示ください。	「一元化」「一元管理が可能となるよう整備」として求める完成状態(単一システムか、データ連携か等)、対象データ範囲、検収条件は、事業者提案を踏まえ、市と協議のうえ定めることとしています。本募集段階では具体仕様を固定していません。
99	要求水準書	8, 35	第1 第8	4 基本 条件 2	(1) (2)	②	共通の要件(データベース化・登録データ項目) 統括管理業務(情報管理)	要求水準書第1総則基本条件(1)共通の要件では台帳のデータベース化の方法及び登録データ項目の詳細を市と事業者の協議により決定するとし、第8統括管理業務2(2)②(情報管理)では維持管理情報等を整理・蓄積するとしています。台帳・情報管理の対象となる施設の範囲をご教示ください。あわせて、提案時点で見込むべき登録データ項目の想定範囲をご教示ください。	台帳・情報管理の対象となる施設範囲及び登録データ項目の詳細は、要求水準書に示す対象施設を基本としつつ、市と事業者の協議により決定します。提案時点では、管路・マンホール・ポンプ場等の基本属性・維持管理履歴を中心に必要な項目を想定していただくことを求めます。
100	要求水準書(別紙集)	38	別紙4	(1)			実施体制	各業務責任者について、構成企業内の人事異動等を理由として、事業期間内の交代は可能と理解しておりますがよろしいでしょうか。	構成企業内の人事異動等に伴う業務責任者の交代は、事業期間内においても認めます。ただし、交代後も要求される要件を満たすことが前提です。
101	要求水準書(別紙集)	38	別紙4	(1)			実施体制	各業務責任者について、「専任は求めない」とのことですが、他の工事契約案件等の配置技術者との兼任も可と解釈してよろしいでしょうか。また、弊社はSPCによる実施を前提としているため、事業契約締結後の管路改築業務の実施に当たっては、構成企業が直接的に工事を実施するのではなく、当該要件を満たす事業者及び技術者を適時適切に選定し、業務を実施する予定です。このため、改築工事実施時に必要となる、「管路改築業務の責任者」の常時の配置は不要とすることはできないでしょうか。	要求水準書のとおり、専任は求めておらず、他の工事契約案件等の配置技術者との兼任も可能です。管路改築業務の責任者については、事業遂行上必要なタイミングで適切に配置されることが前提であり、常時の物理的な常駐までは必ずしも求めません。具体的配置方法は、事業者提案と市との協議により決定します。
102	要求水準書(別紙集)	38	別紙4	(1)			実施体制	兼務の制限として3項目が記載されていますが、例えば以下のようなケースが制限に抵触するのかが分かります。制限を満たす限りにおいて、3つ以上の業務を兼務する体制は許容されるという理解でよろしいでしょうか。 例1) 統括管理者が「維持管理業務」と「管路修繕・改築業務」の責任者を兼務する。(統括管理者が3つ以上業務する) 例2) 「維持管理業務」の責任者が「計画・設計業務」と「問題解決業務」の責任者を兼務する。	各業務責任者の兼務については、要求水準書に記載の制限を満たす範囲であれば、3業務以上の兼務も可能です。ご提示の例につきましても、制限条項に抵触しない限り許容されます。
103	要求水準書(別紙集)	38	別紙4	(1)			実施体制	「問題解決業務」の責任者が「住民対応業務」の責任者を兼ねることは可能という理解でよろしいでしょうか。	「問題解決業務」の責任者が「住民対応業務」の責任者を兼ねることは可能です。
104	要求水準書(別紙集)	38	別紙4	(3)			実施体制	各責任者の要件として、「常勤の自社社員であり、・・(中略)・・引き続き3か月以上の雇用関係を有していなければならない」とありますが、グループ会社での雇用実績が一定期間あり、グループ会社から出向(兼務)している社員(3か月以上の雇用実績を有する)も認めていただけますでしょうか。	グループ会社(会社法に定める親会社及び子会社並びに同一の親会社を有する会社をいいます。)での一定期間の雇用実績があり、出向(兼務)により本事業に従事する社員であっても、直接的かつ恒常的な雇用関係を確立できる場合は、業務責任者の要件を満たすものとして認めます。
105	要求水準書(別紙集)	38	別紙4	(1)			実施体制	「1名以上の常駐」について、常駐が必要な時間帯が不明です。例えば、貴市の開庁時間である、平日の9:00～17:00とし、その他の時間帯は電話等の通信手段による対応と考えてよろしいでしょうか。	常駐の必要時間帯は、原則として平日9:00～17:30を想定しています。それ以外の時間帯は、電話等の通信手段による対応体制の構築で足りるものと考えます。
106	要求水準書(別紙集)	38	別紙4	(1)			実施体制	各業務責任者について専任は求めない記載されていますが、他工事(業務)との兼任も可能と判断してもいいでしょうか。また、SPCの場合に発注先の企業が技術者(主任技術者・監理技術者等)を配置する事で考えていますが、業務責任者の常時配置は不要としていただきたい。	No.101の回答を参照してください。
107	要求水準書(別紙集)	38	別紙4	(1)			実施体制	各業務責任者は事業期間内において変更は可能でしょうか。	No.100の回答を参照してください。
108	要求水準書(別紙集)	38	別紙4	(1)			実施体制	事業者に求める「1名以上の常駐及び夜間休日の体制構築」について平日昼間(開庁時間帯)のみとし、夜間・休日については電話等の通信手段での対応も可能と考えてよろしいでしょうか。	No.105の回答を参照してください。
109	要求水準書(別紙集)	38	別紙4	(1)			実施体制	各業務責任者の兼務について「維持管理業務」、「計画・設計業務」、「管路修繕・改築業務」のうち2つまで兼務可能と記載されていますが、「問題解決業務」と「住民対応業務」の業務責任者は総括管理者に前記の3業務の各業務責任者と兼務可能と合わせて、最大4業務まで兼務可能と解釈してもよろしいでしょうか。	各業務責任者の兼務については、要求水準書別紙4に記載のとおり、「維持管理業務」「計画・設計業務」「管路修繕・改築業務」の各責任者は、この3業務のうち2業務まで兼務可能「問題解決業務」「住民対応業務」の責任者は、統括管理者または上記3業務のいずれかの業務責任者が兼務可能という整理です。したがって、ご質問とおり、統括管理者または特定の業務責任者が「維持管理」「計画・設計」「管路修繕・改築」「問題解決」「住民対応」のうち最大4業務まで兼務する体制となる場合も、別紙4に定める制限に抵触しない範囲であれば許容されます。
110	要求水準書(別紙集)	38	別紙4	(1)			実施体制	各業務責任者について、事業期間中の交代は認めて頂けますでしょうか。	構成企業内の人事異動等に伴う業務責任者の交代は、事業期間内においても認めます。ただし、交代後も要求される要件を満たすことが前提です。
111	要求水準書(別紙集)	38	別紙4	(1)			実施体制	各業務責任者について、「専任は求めない」とされておりますが、他の工事契約案件等における配置技術者との兼任も可能と解釈してよろしいでしょうか。また、弊社はSPCによる実施を前提としており、事業契約締結後の管路改築業務は、構成企業が直接施工するのではなく、所要の要件を満たす事業者及び技術者を適時適切に選定して実施する予定です。このため、改築工事の実施時に求められる「管路改築業務の責任者」につきましては、常時の配置を不要として頂くことはできないでしょうか。	各業務責任者について「専任は求めない」としているのは、他の工事・業務との兼任を認める趣旨であり、要求水準書別紙4に示す業務制限(統括管理者と各責任者間の雇用関係等)を満たす範囲であれば、他の工事契約案件等における配置技術者との兼任も可能です。また、「管路修繕・改築業務の責任者」について、常時の現場配置までは求めておらず、必要ときに当該責任者が指揮監督・技術判断を行える体制が確保していれば足りるものと考えています。ただし、主任技術者・監理技術者等、関係法令上「現場常駐」が求められる技術者については、法令で定めるとおり現場への配置が必要です。
112	要求水準書(別紙集)	38	別紙4	(1)			実施体制	「1名以上の常駐」について、常駐が求められる時間帯が明示されておらず。例えば、貴市の開庁時間である平日9:00～17:00を常駐の対象時間帯とし、それ以外の時間帯は電話等の通信手段による対応とする、との理解でよろしいでしょうか。	No.105の回答を参照してください。
113	要求水準書(別紙集)	67	問題解決 業務	(1) 不明 水対策	(ウ) 雨天 時浸入水 発生領域 絞り込み調 査	b) 浸入水 発生領域 絞り込み調 査	常設流量計と仮設流量 計について	常設流量計と仮設流量計の設置とありますが、どちらも調査期間が60日間とあります。常設と仮設の違いを教えてください。流量計そのものが違うのでしょうか。	常設流量計は、既に下水道幹線等に恒常的に設置されている流量計を指し、仮設流量計は本調査のために一定期間(ここでは60日間)だけ追加設置する流量計です。両者は「設置目的・設置期間」が異なるものであり、機器そのもの(機種・仕様)が必ずしも同一／別物と決まっているわけではありません。市の既設設備を「常設」、調査で新たに設置・撤去するものを「仮設」と区分しています。
114	要求水準書(別紙集)	79	別紙5	3. 計画・ 設計業務	(2)		参考業務内容(ストック マネジメント計画見直し)	ストックマネジメント計画(汚水のみ)の策定・見直しに伴い点検・調査の頻度・対象施設が変更される場合、(1)当該見直しが市の指示による場合は市の負担となるとの理解でよい、(2)上位計画・関係法令の変更又は貸与資料の不備その他事業者の責めに帰さない事由による場合は、これに伴う点検・調査の業務量増加に係る費用は別途協議(条件変更・対価変更手続に基づく精算)の対象となるとの理解でよい、ご教示ください。	(1)市の指示・政策判断による見直しに起因する増分→原則として市負担(サービス対価や改築費の条件変更・対価変更の協議対象)とします。 (2)上位計画・関係法令の変更、貸与資料の不備など、事業者の責めに帰さない事由による増分→事業契約書に定める条件変更・対価変更の協議によります。

第1回質問回答(募集要項等に関する質問回答)

(〇) は回答公表済み)

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問事項	回答
115	要求水準書(別紙集)	97	別紙5	5.統括管理業務	(1)台帳管理(1-2)		公共下水道(雨水)台帳補正整備・システム更新点検	雨水台帳閲覧システム(PacCALAd・側バスコ社製)について、(1)新たな情報管理基盤を提案する場合の当該既存システムとの連携又は置換の要否・範囲を、市の想定とあわせてご教示ください。(2)当該既存システム本体の保守・改修の事業は、ア)バスコ社又は市が引き続き負うものとし、事業者の所管は作成電子データの当該システムへのデータセット投入に限る。イ)事業者が当該システム本体の保守サポートまで負う。のいずれであるかをご教示ください。当社は、第三者(バスコ社)所有システム本体の保守は当社の所管外(イによる場合は別途協議・別途対応)と理解しています。	雨水台帳閲覧システム(PacCALAd)については、現行システムを基本的に継続利用する想定です。 (1) 新たな情報管理基盤を提案される場合は、PacCALAdとのデータ連携を基本としつつ、将来的な代替も含め、市との協議により連携・置換の範囲を決定します。 (2) PacCALAd本体の保守・改修は、イ)の事業者が当該システム本体の保守サポートまでを負うことを想定しています。
116	要求水準書(別紙集)	98	別紙5	5.統括管理業務	(1)台帳管理(1-2)	(ク)	既存台帳図修正作業(公共下水道(雨水)台帳)	公共下水道(雨水)台帳(GIS)の既存台帳図修正作業(別紙5(1-2)(ク))について、(1)データの最新化時点・欠測箇所・精度に留意すべき範囲、及び現況と乖離のある箇所での想定修正数量又はその上限をご提示ください。(2)市から修正数量の上限が示されない場合、事業者は開示資料から合理的に見定める修正数量を前提に算定すれば足り、当該見込みを超える修正は事業者の責めに帰さない事由として別途協議(費用の精算を含む)の対象となるとの理解でよいのか、ご教示ください。	(1) 現段階では、修正数量の想定はしていません。 (2) 見込みを超える修正が発生した場合は、必要に応じて協議を行います。
117	要求水準書(別紙集)	43, 78	別紙5 別紙5	1.維持管理業務 3.計画・設計業務	(2)調査(2)		参考業務内容(維持管理・調査) 参考業務内容(計画・設計)	要求水準書(別紙集)の維持管理業務・計画設計業務に関し、取付管及び井について、点検・調査の実施を要するか否か、及びストックマネジメント計画(汚水のみ)における取付管の取扱い(計画策定の対象とするか否か)をご教示ください。	・維持管理・調査 取付管・公共汚水桝についても、必要に応じて点検・調査の対象とします。別紙5の調査仕様(TV・目視・取付管調査等)は、管路本体だけでなく取付管・桝も含めて適用しうる(参考業務内容)です。 ・ストックマネジメント計画(汚水のみ)での扱い 本市のストックマネジメント計画は、主対象を汚水管路・マンホール・ポンプ施設としており、取付管については、現時点では「計画策定の主対象施設」とまでは位置づけしていません。ただし、今後の計画見直しにおいて、劣化状況や不排水対策等の必要性に応じ、取付管の扱い(評価・優先度付け)を検討することは想定しています。
118	要求水準書(別紙集)	45～46	調査判定基準				法改正に伴う判定基準の変更について	下水道法改正に伴い、判定基準が大きく変更になる可能性があります。来年度以降は変更された判定基準を基に調査を行う必要があると思いますが、いかがでしょうか。	ご指摘のとおり、下水道法や関連基準が改正され、調査判定基準が変更された場合には、原則として「改正後の判定基準」に基づいて調査・評価を行っていただきます。
119	基本協定書(案)SPC_Ver.	2	第4条	1	(1)		SPCの本店所在地	本協定締結後速やかに設立するSPCの所在地について、宝塚市内に事務所を確保するまでの間は宝塚市役所の所在地等と一旦登記させて頂くことは可能でしょうか。	不可とします。
120	基本協定書(案)SPC_Ver.	2	第4条	1	(4)		SPC 会計監査人の設置義務	SPCを資本金1億円未満の中小企業として設立し、提案書において会計監査人の設置を提案しない場合は、設置は義務ではなく任意という建付けにしてください。 会計監査人を設置する場合、監査法人による外部監査が必要となり、監査費用の増加が提案上課題を圧迫することに加えて、監査対応に係る社内業務(資料作成・説明対応等)の負担も相応に発生します。本事業はWPPP3.5であることを踏まえると、これまでのガバナンス体制は必須ではないと考えます。	(4)に注記として【取締役会、監査役及び会計監査人を設置する提案の場合】としていますので、設置については任意となります。
121	基本協定書(案)SPC_Ver.	3	第5条	2	(6)		普通株主が保有する著作権等の無償かつ無期限の利用	普通株主が保有する著作権等が、事業期間終了後の無償かつ無期限の利用について、株主に対し一定の著作権使用料が必要と考えます。(維持に必要なため)また、事業変更者に対し新たに使用契約を締結できるようにお願いします。	基本的に、事業終了後の著作権等の使用については、本事業の後継となる事業に限ってのみ使用するものとします。また当該後継事業を民間事業者へ委託等する場合は、当該民間事業者に対して、著作権等に該当する事項について守秘義務を課し、当該後継事業以外での使用は禁止することとしますが、詳細については協議によるものとします。
122	基本協定書(案)SPC_Ver.	3	第5条	2	(6)		普通株主が保有する著作権等の無償かつ無期限の利用	本条項では、普通株主が保有する著作権等について、事業期間終了後に市又は市の指定する者に対し、無償かつ無期限で利用を許諾するものと規定されています。普通株主が当該著作権等を維持するには一定の費用を要することが想定されるため、利用に際して一定の対価(使用料)を設定する建付けとすることは可能でしょうか。あわせて、本規定の趣旨及び合理性について貴市のご見解をお示しください。	No.121の回答を参照してください。
123	基本協定書(案)SPC_Ver.	3	第5条	2	(6)		普通株主が保有する著作権等の無償かつ無期限の利用	普通株主が保有する著作権等を、事業期間終了後に市又は市の指定する者に対して無償かつ無期限で利用を許諾する旨の規定は、事業の継続性に配慮したものと理解しております。一方で、普通株主とSPCとの間で技術の使用契約を締結し、継続的に使用料を支払っている場合等においては、事業者変更を理由として無償で提供することはいたしかねます。つきましては、貴市又は貴市の指定する者と、新たに同等の使用契約を締結する建付けとして頂きたいと存じます。	No.121の回答を参照してください。
124	基本協定書(案)SPC_Ver.	3	第5条	2	(6)		普通株主が保有する著作権等の無償かつ無期限の利用	普通株主が保有する著作権等を、事業期間終了後に貴市又は貴市の指定する者に対して、無償かつ無期限で利用を許諾することは、事業の継続性に鑑みたく思いますが、普通株主とSPC間で技術の使用契約を締結し、継続的に費用を払っている場合等において、事業者変更を理由に無償で提供することは出来かねます。貴市もしくは貴市が指定するものと新たに同等の使用契約を締結することとしていただきたいです。別紙2の株主誓約書第7条の記載も同様の理由で応諾出来かねます。	No.121の回答を参照してください。
125	基本協定書(案)SPC_Ver.	5	第8条	1	(2)		事業契約不成立時の違約金	違約金については10/100相当は大きいと考えており、縮小を含め再考お願いいたします。	契約不成立時の違約金については原文のとおりとします。
126	基本協定書(案)SPC_Ver.	5	第8条	1	(2)		事業契約不成立時の違約金	事業契約不成立時の違約金は、提案価格の10/100相当と規定されています。当該水準は事業者にとって過大な負担となる可能性があると考えますが、違約金の額の考え方についてご教示頂くとともに、減額についてご検討頂けないでしょうか。	No.125の回答を参照してください。
127	基本協定書(案)SPC_Ver.	5	第8条	1	(1)		事業契約の不成立	第1号に基づき優先交渉権者が負担することになる既に貴市が支出した費用の解釈として、本事業に関する資料等については今後も貴市において活用ができるものでありますので、その作成・準備に係る費用については、当該支出費用から除外されると理解してよろしいでしょうか。	市が本事業の準備に關して支出した費用については、適切に積算します。
128	基本協定書(案)SPC_Ver.	5	第8条	2			事業契約不成立時の費用負担	同条1項で優先交渉権者の責めに帰すべき事由で事業契約が不成立となった場合には、本事業の準備に關して支出した費用はすべて優先交渉権者側で支払うことになっている。一方、本項において貴市の責めに帰すべき事由で事業契約が不成立となった場合は、費用負担が協議となっています。前提の規定からすれば、貴市に帰責性があるのであれば、すべて貴市の負担と解釈してよろしいでしょうか。	市に帰責事由がある場合は、基本的に市の負担と考えます。
129	基本協定書(案)SPC_Ver.	5	第8条	3			事業契約不成立時の費用負担	いずれの責めにも帰すべからざる事由として、事業契約の締結について市議会の議決が得られなかった場合が設定されておりますが、貴市の帰責事由として第2項に該当すると考えますので、修正いただけますでしょうか。	原文のとおりとします。
130	事業契約書(案)						全般	SPC設立の場合、個別の工事や委託の契約当事者は①貴市とSPC、②貴市と実施業者、③SPCと実施業者のいずれとなります。事業契約書案から、工事監督は貴市で行われると読めます。その場合は②のパターンになるかと思われます。実施方針別紙1のスキームとの整合についてどのように理解すればよろしいでしょうか。	個別工事・委託業務について、個別契約を結ぶことは想定しておらず、事業契約書に基づいて工事・委託業務を実施して頂くこととなります。事業契約第12条に規定する監督員は工事の監督を行うものではなく、本業務全般について監督を行うものです。
131	事業契約書(案)	1	第5条				関連工事の調整	受注者がSPCの場合、「乙の施工する工事」は「乙が実施する業務」でないし、「乙が発注し、実施する工事」と読み替えればよろしいでしょうか。	原文のとおりとします。実態的にはSPCが工事業者に発注するものと思われますが、事業契約においてはSPCに工事実施の責任を求めるものであり、「乙の実施する工事」としています。
132	事業契約書(案)	2	第6条	1			契約保証金	SPCが本事業に対する履行保証を付す条文になっておりますが、業務が多岐にわたることを踏まえて、業務ごとに個別に業務受託者が履行保証を付す形式も検討したく、選択肢として認めていただけないでしょうか。	不可とします。
133	事業契約書(案)	3	第9条				下請負人の通知	受注者がSPCの場合、「下請負人」は「乙が工事発注し、契約した相手方」と読み替えればよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。「下請負人」を「下請負人等」とし(乙が工事発注し、契約した相手方を含む)を追記することとします。
134	事業契約書(案)	3	第10条				下請負人の健康保険等加入義務等	受注者がSPCの場合、「下請負人」は「工事契約」と読み替えればよろしいでしょうか。	「下請負人」を「下請負人等」とし(乙が工事発注し、契約した相手方を含む)を追記することとします。
135	事業契約書(案)	4	第13条				事業関係者に関する措置要求	受注者がSPCの場合、「下請負人」は「乙が工事発注し、契約した相手方」と読み替えればよろしいでしょうか。	「下請負人」を「下請負人等」とし(乙が工事発注し、契約した相手方を含む)を追記することとします。

第1回質問回答(募集要項等に関する質問回答)

(〇〇〇〇 は回答公表済み)

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問事項	回答
136	事業契約書(案)	5	第15条	1			現況有姿	第15条において「本件施設を現況有姿で引き渡す」と規定されています。 一方、第57条第3項～第5項及び第68条では、要求水準書等で規定されていない地中埋設物等や、設計図書に明示されていない予期できない施工条件に起因する追加費用負担・条件変更の取扱いが定められています。 ついては、事業開始後に要求水準書、公表資料又は甲から提供された資料から合理的に予見できない施設不具合、構造的欠陥又は著しい劣化が判明した場合については、当該事象は第68条に基づく条件変更等に該当し、サービス対価の変更協議対象となるとの理解でよいかご教示ください。	お見込みのとおりです。
137	事業契約書(案)	5	第16条	3			本事業契約等	「甲が…責任を負担するものと解釈してはならない」と甲が確認・承諾等行っても乙の責任を負担しないのは片務的かと思われます。 確認・承認等行った部分については乙の責任から外していただけないでしょうか。	原文のとおりとします。
138	事業契約書(案)	6	第19条	2			甲の責任負担	「協議開始から30日以内に当該協議が合意に至らなかった場合には、甲の決定に従って…」と甲の単独決定になっているため、片務的にならないようご配慮をお願いできないでしょうか。	原文のとおりとします。
139	事業契約書(案)	8	第27条	1			事業計画書等の修正	「甲が…不適当であるとする場合は…変更若しくは修正又は再提出を請求することができる」とありますが、不適当の基準をご教示ください。	要求水準書等で規定している事項が反映されていない、記述に誤りがある等の不備がある場合を想定しています。
140	事業契約書(案)	9	第29条	2			開始条件を充足できない場合の定め	甲の責めに帰すべき事由で、乙の事業開始予定日までに、乙が本事業の開始条件を充足できなかった場合に、乙は甲に対して、乙が当該遅延期間中に義務事業の実施に要した費用額を損害金として甲に請求できる旨、条文を見直していただけないでしょうか。	本条は乙における開始条件の充足について規定するものであるため、原文のとおりとします。甲の責に帰すべき事由による場合は、第103条(損害賠償責任)によるものとお考え下さい。
141	事業契約書(案)	9	第32条				土地への立ち入り	事業者が第三者の所有する土地に立ち入る場合に備え、貴市にて下水道法第32条第5項に基づく事業者職員用の身分証の発行をお願いいたします。 併せて、この旨を事業契約書に記載いただくようお願いいたします。	市は、事業者職員用の身分証を発行します。事業契約書へのその旨の記載は行いません。
142	事業契約書(案)	9	第34条	1			委託禁止業務	委託禁止業務として統括管理業務(統括管理)が指定されていますが、当該業務を担当する構成企業に委託することは禁止されないと理解してよろしいでしょうか。	統括管理業務については、企業共同体の場合は代表企業、SPCの場合はSPCの責任のもとで実施してください。構成企業への委託は認めません。
143	事業契約書(案)	11	第39条				業務日報の作成	業務日報の作成については、要求水準書等には定められていないので本条文を削除ください。	原文のとおりとします。
144	事業契約書(案)	11	第41条	1			財務情報の報告・会計監査の実施者	会社法で定める会計監査報告書については、SPCが会計監査人を設置する場合のみに作成・提出を求められる理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。事業者選定後の事業契約締結に係る協議の中で調整します。
145	事業契約書(案)	12	第44条	3			中間総合評価の実施	第44条では、中間総合評価の結果により契約継続の有無を含めた評価を実施すると規定されていますが、評価項目、評価基準、評価方法、判定基準等は第44条第4項において協議により定めるものとされています。 長期的な投資計画及び人員配置計画を策定する事業者にとって、契約継続性は極めて重要であるため、中間総合評価における評価指標、契約継続可否の判断基準、低評価時の改善機会及び当該基準を確定する時期についてご示しいただけないでしょうか。	中間総合評価は、第42条(セルフモニタリング)、第43条(甲によるモニタリング)の結果を踏まえて行うことが想定されます。事業者は第28条(セルフモニタリング実施計画書)の規定によりセルフモニタリング実施計画書を策定し、市はセルフモニタリング基本計画書、事業者提案書を踏まえてモニタリング実施計画書を策定します。ご質問の主旨を踏まえ、セルフモニタリング実施計画書、モニタリング実施計画書の内容も加味しつつ、第44条第4項の協議については、早期に実施するものとします。
146	事業契約書(案)	13	第46条	1			事業開始に伴う本件施設の確認	「要求水準書に定めるところによる。」とあります。要求水準書の該当箇所をご教示ください。	「この確認の方法等は、要求水準書に定めるところによる。」を「この確認の方法は、協議により定める。」と修正します。
147	事業契約書(案)	13	第47条	1			事業開始に伴う業務引継ぎ等	「要求水準書に定めるところによる。」とあります。要求水準書の該当箇所をご教示ください。	「なお、業務引継ぎ等の内容等については、要求水準書に定めるところによる。」を「なお、業務引継ぎ等の内容等については、協議により定めるところによる。」と修正します。
148	事業契約書(案)	13	第47条				事業開始に伴う業務引継ぎ等	事業契約書第47条(事業開始に伴う業務引継ぎ等)に基づき開示される情報等に関し、提案検討段階で閲覧可能な資料の一覧(下水道台帳、過年度設計成果、点検・調査結果、工事完成図、補助申請資料、関連計画等)について、それぞれの(有無)を事前にご提示ください。あわせて、これら資料の電子データによる貸与の可否、可能な場合のファイル形式(PDF・CAD・SHAPE・Excel・CSV等)及び貸与時期をご教示ください。	下水道台帳、過年度設計成果、点検・調査結果、工事完成図、補助申請資料、関連計画等については量が膨大であるため、開示を希望するものについてご相談ください。
149	事業契約書(案)	16	第59条	全項			工期の変更に関する支援	「甲が別途発注する改築工事」とはどのような内容を想定されていますか。受注者の業務範囲には、貴市が別途発注される工事に関する業務は含まれないのではないのでしょうか。	「甲が別途発注する改築工事」については現時点で具体的に想定していません。 市が別途発注する工事に関する業務は受注者の業務範囲に含まれません。
150	事業契約書(案)	16	第59条	1			工期の変更に関する支援	条文中、「乙は、その原因の分析、…、速やかに甲に報告する」とあるのは、甲は、その原因の分析、…、速やかに乙に報告する」に訂正いただくべきではないのでしょうか。	「甲が別途発注する改築工事の工期に変更の必要が生じ、又はそのおそれがある場合、甲は乙にその旨を通知し、乙は、乙が行う業務の工程への影響の検討及び対応方策の整理を行い、速やかに甲に報告する。」と修正します。
151	事業契約書(案)	19	第67条	2～4			設計図書不適合の場合の改造義務	特に第3項について、施工部分が設計図書に適合しない」と認められる相応な理由がある場合、破壊検査をできるとありますが、破壊検査前においては、「適合しない疑い」でその疑いを確認するための破壊検査かと存じます。そして、第4項において、破壊検査の費用は当該負担とありますが、検査の結果、施工部分が設計図書に適合していたのであれば、その費用は、市の負担とすべきと考えます。 上記文言は、公共工事標準請負契約約款ベースではありますが、施工者としては設計図書に適合していたのであれば、当該破壊費用は市に負担していただく存じます。(民間約款には規定あり)	原文のとおりとします。
152	事業契約書(案)	20	第70条	1			工事の中止	施工できない状況として、「天災等」の事象が挙げられておりますが、コロナのような感染症の流行においても、施工できない状況になりうると考えます。「天災等」にはコロナのような疫病も含まれるのでしょうか。	お見込みのとおりです。
153	事業契約書(案)	22	第77条				甲による改築工事の対価の支払い	個々の改築工事の対価の決め方が定められていません。個々の改築工事費(改築工事の年度提案額ではない)をどのように決めるかを事業契約書に明示してください。	優先交渉権者との協議によることとします。
154	事業契約書(案)	22	第77条				甲による改築工事の対価の支払い	条文に従うと、年度当初に検査完了した工事であっても、請求書の発行は年度末(3月)となります。 事業者側の資金立替期間の長期化につながり、地元工事業者にとても好ましくはずる発注早期化や時期平準化の阻害要因となり得ます。 請求書の発行時期を限定しない条件への変更いただきたく、お願いいたします。 (修文案) 「当該年度の3月に請求書を発行し」 →「当該年度の3月までに請求書を発行し」	「当該年度の3月に請求書を発行し」を「検査に合格した日の属する四半期の最終月の月末に請求書を発行し」と修正します。
155	事業契約書(案)	25	第87条	3			サービス対価変更の協議	協議開始から30日以内に当該協議が調わない場合、甲の単独決定になっいるため、片務的にならないようご配慮をお願いできないでしょうか。	原文のとおりとします。
156	事業契約書(案)	26	第91条	1	(8)		会計監査人の設置	SPCを資本金1億円未満の中小企業として設立し、提案書において会計監査人の設置を提案しない場合は、設置は義務ではなく任意という建付けにしてください。 会計監査人を設置する場合、監査法人による外部監査が必要となり、監査費用の増加が提案上限額を圧迫することに加えて、監査対応に係る社内業務(資料作成・説明対応等)の負担も相応に発生します。本事業はWPPP3.5であることを踏まえると、ここまでのガバナンス体制は必須ではないと考えます。	(8)に注記として【取締役会、監査役及び会計監査人を設置する提案の場合】としていますので、設置については任意となります。
157	事業契約書(案)	28	第95条	4			責任や費用負担	「重大な過失」ではなく、「過失」と変更して頂けないでしょうか。	原文のとおりとします。
158	事業契約書(案)	28	第96条	2			法令改正	法令改正(第100条においては不可抗力)により履行困難となった当社の義務履行については、市の判断で「免責」することができる。ではなく、「免責する」と変更して頂けませんか。	原文のとおりとします。
159	事業契約書(案)	28	第97条				法令改正による追加費用及び損害の負担	但し書きの「下水道法(昭和33年法律第79号)等」の部分を「本事業の実施に係る法令」と変更して頂けないでしょうか。	原文のとおりとします。 「下水道法(昭和33年法律第79号)等」本事業の実施に直接関係する法令等」としており、下水道法に限定しているわけではありません。

第1回質問回答(募集要項等に関する質問回答)

(回答公表済み)

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問事項	回答
160	事業契約書(案)	28	第96条～98条				法令改正による追加費用及び損害の負担	第96条～第98条では、法令改正及び税制改正に伴う追加費用負担の考え方が定められています。特に第97条では、「下水道法等本事業の実施に直接関係する法令等」の改正による追加費用及び損害は甲負担とされています。 ついでには、「本事業の実施に直接関係する法令等」の範囲をご教示ください。あわせて、労働安全衛生法、建設業法、労働関連法令、環境関連法令、個人情報保護関連法令等が、追加費用の甲負担対象に含まれるかを教示ください。	要求水準書 別紙3を参照してください。
161	事業契約書(案)	29	第100条	5			不可抗力に係る協議	合意が成立しない場合、甲の単独決定になっているため、片務的にならないようなご配慮をお願いできないでしょうか。	原文のとおりとします。
162	事業契約書(案)	30	第101条				不可抗力による追加費用及び損害の負担	不可抗力によって生じた追加費用及び損害の負担について、別紙7に定められておりますが、ここでいう「不可抗力」の定義をご教示願います。	次の文言を事業契約書 別紙1 定義集に追記します。 「不可抗力とは、合理的に予見し得ず、又は予見し得たとしても回避若しくは克服することができない事由であって、契約当事者の契約上の義務の全部又は一部の履行を不能又は遅延させるもの(地震、津波、台風、洪水その他の天災、火災、爆発等の事故、戦争、内乱、テロ、暴動、法令の制定・改廃、政府又は地方公共団体による命令その他の公権力の行使、ストライキその他の労働争議、感染症の流行を含む。)又はこれに伴う公的措置、輸送又は通信の途絶その他の社会的インフラの障害並びにこれらに準ずる一切の事由を含むが、これらに限られない。」をいう。」
163	事業契約書(案)	30	第104条				成果物の契約不適合責任	検査完了からの経過年数に関わらず、甲が契約不適合を知った時点から追完や損害賠償の請求ができる内容となっています。「成果物の引き渡しから1年以内」という趣旨の条文に変更いただけないでしょうか。	原文のとおりとします。
164	事業契約書(案)	30	第104条				成果物の契約不適合責任	契約不適合の責任について時効についても定めていただきますようにお願いします。	No.163の回答を参照してください。
165	事業契約書(案)	30	第104条				成果物の契約不適合責任	本条項は、検査完了からの経過年数にかかわらず、甲が契約不適合を知った時点から追完又は損害賠償の請求を行うことができる内容となっております。つきましては、時効についても条文中に定めて頂きたい、お願い申し上げます。	No.163の回答を参照してください。
166	事業契約書(案)	32	第109条				賠償額の支払い	違約金については、内閣府の「契約に関するガイドライン」PFI事業契約における留意事項についてー 112頁において、履行済みサービス対価を除外する考えが記載されています。賠償額についても、違約金と同様の性質があることから、履行済みのサービス対価は算定対象から除外いただけないでしょうか。条文中に合わせると、以下を希望いたします。 「賠償金として、頭書記載の契約金額(サービス対価の総額)(消費税を含む。))のうち、未履行部分の100分の20に相当する額～」	原文のとおりとします。
167	事業契約書(案)	32	第109条				賠償額の支払い	賠償額の算定について100分の20ではなく、100分の10が妥当と考えています、再考お願いいたします。	No.166の回答を参照してください。
168	事業契約書(案)	32	第109条				賠償額の支払い	乙(受注者)が第108条に定める解除事由に該当した場合の賠償金は、契約金額総額の100分の20と規定されています。下記の点についてご教示又はご検討頂けないでしょうか。 ・賠償金の算定基礎から、既に受領済みのサービス対価相当額を除外して頂くことは可能でしょうか。 ・賠償金の料率につきましては、一般的な水準と考えられる100分の10への引下げをご検討頂けないでしょうか。	No.166の回答を参照してください。
169	事業契約書(案)	33	第110条	1			甲による解除	第1項の「公益上やむを得ない必要が生じた場合」とは、貴市が必要不可欠な公益上の目的を達成するために事業契約を解除する必要があり、かつ、公益上の目的を達成するために他に選ぶ手段がないと認められる場合等であり、現時点で具体的に想定されるのは災害対応又はこれに準じる非常事態の場合であるという理解でよろしいでしょうか。	前段についてはお見込みのとおりですが、災害対応又はこれに準じる非常事態の場合に限るものではありません。
170	事業契約書(案)	34	第114条	3			事業終了時の本件施設の確認	第114条第3項において、「事業期間終了後2年以内は改築等に伴う大規模修繕を要することのない状態」が求められています。本事業は多数の既設施設を対象とする長期包括事業であり、自然劣化、第三者要因又は契約終了後の管理主体の行為による状態変化を完全に排除することは困難と考えます。 ついでには、甲が乙に対して第114条第3項及び第4項に基づく修補請求を行うことができる場合は、 ・本事業期間中に乙が実施した計画・施工又は管理に起因する不具合に限定されること ・通常の経年劣化は対象外であること ・「大規模修繕」の判定方法、確認手法及び判定主体は別途客観的に整理されること との理解でよろしくご教示ください。	お見込みのとおりです。
171	事業契約書(案)	34	第114条	4			事業終了後の契約不適合責任	「本事業契約の終了より2年以内に」を「本事業契約の終了より1年以内に」に、条文を変更して頂けませんでしょうか。他事業と照らし合わせ、2年の契約不適合責任期間は、通常よりも長く設定されています。	原文のとおりとします。
172	事業契約書(案)	34	第116条				違約金の支払い	「契約金額総額」に対する100分の10が違約金の対象となっています。 内閣府の「契約に関するガイドライン」PFI事業契約における留意事項についてー 112頁によると、解除後の残存期間に対応する維持・管理費及び運営費の相当対価(本事業でいうサービス対価)の100分の10に相当する額の一定割合を違約金とする考え方がございます。 よって、本事業の違約金の算出対象について、解除時点での履行済みサービス対価に除外されると理解してよろしいでしょうか。条文中に合わせると、以下を希望いたします。 「乙は、頭書記載の契約金額(サービス対価総額)のうち、未履行部分の対価の100分の10～」	「頭書記載の契約金額(サービス対価総額)(消費税等を含む。))の100分の10」を「頭書記載の契約金額(サービス対価総額)(消費税等を含む。))から、履行済部分の対価を控除した額の100分の10」と修正します。
173	事業契約書(案)	34	第116条				違約金の支払い	違約金の算定方法について、既に受領済みのサービス対価額は算定対象から除外していただきたい。	No.172の回答を参照してください。
174	事業契約書(案)	34	第116条				違約金の支払い	乙(受注者)が第106条に定める解除事由に該当した場合の違約金は、契約金額総額の100分の10と規定されています。当該違約金の算定基礎から、既に受領済みのサービス対価相当額を除外して頂くことは可能でしょうか。	No.172の回答を参照してください。
175	事業契約書(案)	35	第117条	1			損失補償	「合理的な範囲の費用及び通常生ずべき損失の補償」には将来生じるべき逸失利益に対する補償も含まれているのでしょうか。受託者は事業期間全体で得られる利益を前提に事業性を判断しているため、含まれていない場合は含めていただくようお願いいたします。	逸失利益は含まないものとしてください。
176	事業契約書(案)	36	第123条	2			第三者の有する著作権の侵害	知的財産権関係の損害について、その範囲規模が現状の条文からは読みにくいため、他の事項で貴市が負担する損害賠償範囲に合わせて、以下のとおり修正を検討ください。 「甲に直接又は間接に生じた全ての損失、損害及び費用につき～」 ○「甲に生じた合理的な範囲の通常生ずべき損失、損害及び費用につき～」	原文のとおりとします。
177	事業契約書(案)	37	第124条	2			知的財産権の無償かつ無期限の許諾	事業終了後の知的財産権の無償・無期限利用承諾について一定の費用が乙に維持費が分かる可能性があり、一定の許諾料の支払いを考慮してほしい。	No.121の回答を参照してください。
178	事業契約書(案)	37	第124条	2			知的財産権の無償かつ無期限の許諾	乙が保有する知的財産権を本事業に導入した場合において、事業期間終了後、市又は市の指定する者に対し、当該知的財産権の利用を無償かつ無期限で許諾することは合理的でしょうか。また、当該知的財産権の維持に一定の費用が発生することが想定されるため、利用に際して一定の対価を受取できる建付けとすることは可能でしょうか。	No.121の回答を参照してください。
179	事業契約書(案)	38	第126条	2	(2)		秘密保持義務	当該情報を知る必要がある「構成員」には、構成員の子会社も含まれると理解してよろしいでしょうか。	事業提案書等により、市が当該子会社の使用を認識している場合においてはお見込みのとおりです。
180	事業契約書(案)	44	別紙2				事業日程	第II期事業期間について、この箇所以外、事業契約書案や募集要項、要求水準書案といった文書に一切記載がありません。あえて定義する必要性がない上、文書をいたずらに複雑化することにもつながりかねません。別紙そのものの削除も含めご検討ください。	原文のとおりとします。

第1回質問回答(募集要項等に関する質問回答)

(〇〇〇〇 は回答公表済み)

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問事項	回答
181	事業契約書(案)	45	別紙3				事業者が付す保険	事業者が付す第三者賠償責任保険について、事業契約書や要求水準書をもつて填補限度額(1事故あたり対人・対物それぞれいくら保証されるのか)の記載がありません。現行と同等、またはそれ以上の水準が要求されるため、現行の保険内容についてご教示ください。	日本下水道協会の下水道賠償責任保険において、身体賠償額が1名につき1億円・1事故につき3億円、財物賠償が1事故につき3,000万円、さらに、財物損壊を伴わない使用不能損害に対して1事故につき1,000万円が保証額となっています。この保証額以上で保険を提案してください。
182	事業契約書(案)	48	別紙4	2	(1)		物価変動等の指標	募集要項8ページの「10(2)サービス対価の改定」において、採用する物価等の指標は事業契約前に市と事業者で協議し、最終決定する旨が記載されています。公共工事設計労務単価の「全職種平均」が指定されている指標について、今後事業者が職種の限定を希望する場合、その際は協議をよろしくお願いいたします。	改定指標の変更協議には応じます。
183	事業契約書(案)	48	別紙4	2	(2)		改定の条件	初回改定以降の指標について、直近12ヶ月の平均値を採用すると増減の割合がおこなわれるため、精微に反映されません。前年6月と本年6月の公表値を単純比較する方法をご検討願います。	原文のとおりとします。
184	事業契約書(案)	15、10	第56条第38条	第3項			ストックマネジメント計画(改築工事費の総額)要求水準の変更	事業契約書第56条第3項(改築工事費総額は提案書記載額以内)に関し、同項の総額遵守義務は、提案時に前提とした改築範囲・数量・単価を基礎とする結果責任であるとの理解でよいのか。そのうえで、(1)市の指示・政策判断による改築範囲・数量の変更(第38条第1項第3号「甲の事由」)に起因して総額を超える場合は、甲の負担を含む精算の対象となるとの理解でよいのか。(2)物価変動及び上位計画の変更等その他事業者の責めに帰さない事由により総額を超える場合は、第38条(要求水準の変更)及び第87条(サービス対価の変更)に基づく協議・精算の対象となるとの理解でよいのか、ご教示ください。	優先交渉権者との協議によることとします。
185	事業契約書(案)	15-16	第57条				修繕改築詳細設計	事業契約書第57条(修繕改築詳細設計)に関し、土壌汚染・埋蔵文化財・地中埋設物・湧水・軟弱地盤等について、市が保有する既知情報・既往調査結果の有無及びその内容、並びに未確認リスクが相対的に高いと市が認識するエリアがあれば、当該箇所をご開示ください。	優先交渉権者との協議によることとします。
186	事業契約書(案)	16	第58条第59条				国庫補助金制度の変更工期の変更に関する支援	市が別途実施を予定する工事、既に設計済みの成果、工区が重複する他案件及び工期調整が必要となる案件について、計画・設計業務の前提として把握すべき情報をご開示ください(工期変更時の支援範囲及び対価見直しは事業契約書第58・59条の定めによると理解しています)。	優先交渉権者との協議によることとします。
187	事業契約書(案)	17-22	第60条-第78条				管路修繕・改築業務	全般的にJVないし単独企業向けの契約条項になっているかと思えます。事業者がSPCの場合を想定して、ご提示ください。	原文のとおりとします。事業者がSPCであっても、事業契約では契約当事者は本市とSPCであり、市はSPCに対して契約の履行を求めるものです。
188	事業契約書(案)	27、28	第95条	1、3			責任や費用負担	95条1項、3項について但し書きとして、「当該損害又は損失が甲の責に帰すべき事由により生じた場合は、この限りではない」と追記して頂けないでしょうか。	原文のとおりとします。
189	事業契約書(案)	5、15-16、19	第15条第57条第68条				現況有姿修繕改築詳細設計条件変更等	事業契約書第15条(現況有姿)は、開示資料に基づき把握すべき範囲のリスクを事業者が負うことを定めるものであり、施工時の地中条件等が開示資料に基づき合理的に把握すべき範囲を超えて相違した場合は、第57条(修繕改築詳細設計)の想定外・地中条件の通知及び第68条(条件変更等)の手続により、当該超過部分に係る設計の変更・追加費用及び履行期限が協議・精算の対象となるとの理解でよいのか、ご教示ください。あわせて、提案時点で事業者が見込むべき調査・把握の範囲は、開示資料に基づき把握すべき範囲を基礎とするとの理解でよいのか、ご教示ください。	お見込みのとおりです。提案時点で事業者が見込むべき調査・把握の範囲は、開示資料に基づき把握すべき範囲とお考え頂いて結構ですが、優先交渉権者決定後、事業者の請求に応じて市が提示できる資料についても含むものとします。
190	優先交渉権者選定基準	7	第3	2		表3.1	1 事業の運営方針等実績	PPP事業の実績について、構成企業のグループ企業における実績も評価対象として頂ける理解でよろしいでしょうか。	構成企業のグループ会社における実績は、評価対象としません。
191	優先交渉権者選定基準	9	第3	2		表3.1	12 附帯事業・任意事業の提案	脚注に「予備審査において実施可能と認められた提案のみを評価対象とする。」とありますが、予備審査で認められた提案の中から、事業者が最終的な提案内容を選択できるという認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
192	モニタリング基本計画書	4	第2	2	(2)		別途会議体の開催	貴市又は事業者が必要と認める場合、貴市と事業者間の会議体によらず、別途会議体を設ける旨が記載されています。この別途会議体について、現時点で出席者の想定はございますでしょうか。	現時点では想定していません。
193	モニタリング基本計画書	10、7	第3表3-1	2	(2)		要求水準未達時の措置(支払停止・減額)要求水準未達の認定レベルと事象	モニタリング基本計画書第3要求水準未達時の措置(2)及び表3-1に関し、計画・設計・台帳管理・情報管理業務に係る減額の算定基礎は、未達が生じた当該業務に係るサービス対価を基礎とするものであり、事業全体の対価を基礎とするものではないとの理解でよいのか、ご教示ください。	お見込みのとおりです。
194	様式集(Word)	様式3-2-1					プロポーザル参加表明書兼参加資格確認申請書(グループで応募する場合)	「担当者連絡先は代表企業の担当者として」とありますが、実務を担当する代表企業の完全子会社の職員を担当者として選定することをお認めいただけませんでしょうか。業務内容に精通する人材をもって貴市との窓口担当者として充てたいと考えためです。同様に、様式3-2-3、様式3-7についても同様に、代表企業の完全子会社の担当者としていただけませんでしょうか。	問題ありません。
195	様式集(Word)	様式3-2-2					参加資格確認申請時提出書類一覧	募集要項と異なるものがありますが、こちらの様式を正と考えてよろしいでしょうか。	様式集が正しいため、募集要項を修正します。
196	様式集(Word)	様式3-2-2					参加資格確認申請時提出書類一覧	「委任状(代理人への委任状)」については任意様式となっておりますが、「代理人」の指定は任意と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
197	様式集(Word)	様式3-3	※2				配置技術者調査及び業務実績調査	「配置予定技術者の雇用関係を証明する書類(健康保険被保険者の証の写し等)を提出すること」とありますが、「監理技術者等の直接的かつ恒常的雇用関係の確認方法について(令和6年12月2日付「国不建技第120号」)」に示されている監理技術者資格者、市区町村が作成する住民税特別徴収税額通知書、健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書、所属会社の雇用証明書又はこれらに準ずる資料で代替できるという認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
198	様式集(Word)	様式3-7					競争的対話参加申込書	参加者人数の上限6名は対面参加人数でしょうか。6名は対面参加者数という前提で、以下をご検討お願いいたします。 ①実りのある対話を行うべく、対面参加者数上限を10名に引き上げていただけないでしょうか。 ②TeamsやZOOM等のWEB参加を認めていただけないでしょうか。(応募者側で機器等必要な準備を行います)	①参加人数を10名とします。 ②Webによる参加は不可とします。
199	様式集(Word)	様式5-2					提案書	様式5-2※の記載内容を補足するような資料(記載の根拠、関心表明など)を、定められたページ制限の枠内で提案書の一部として提出することは可能でしょうか。	規定する枚数に収めて下さい。補足資料の提出は不可とします。
200	様式集(Excel)	様式5-3					事業実施計画	4月から翌3月までの1年間の費用を記入しますが、ここでの「費用」とは宝塚市の目録から見た費用つまり札入れる提案額(=サービス対価総額)の内訳を記入するのでしょうか。それとも、SPC目録の費用(SPCが負担するコスト=PL上の営業費用)の内訳を記入するのでしょうか。	様式5-3は「宝塚市の目録」、様式5-4は「SPCの目録」になります。
201	様式集(Excel)	様式5-3					事業実施計画	運営開始前の準備・引継ぎ期間にかかる人件費等の費用の取り扱いをご教示願います。運営開始前の準備・引継ぎ期間にかかるコストを明確にしておきたいという趣旨でご質問しました。	運営開始前(令和9年3月まで)に係る費用は、受託者の負担となります。
202	様式集(Excel)	様式5-3					事業実施計画	適宜項目の追加や細分化を行っても問題ないでしょうか。(より実務的な形で事業実施計画を作成したいという趣旨の質問です)	問題ありません。
203	様式集(Excel)	様式5-3					事業実施計画	附帯事業を通じて、事業者が貴市からサービス対価をいただくような提案をする場合、様式5-3の記載方法をどのようにすべきかご教示ください。 業務項目に「附帯事業」を追加し、合計額の算定には含めないこととしてよろしいでしょうか。	項目を分けて義務事業の合計額と区別して記載してください。
204	様式集(Excel)	様式5-4					事業収支計画	損益計算書の営業収入と営業費用において、大・中・小項目が設けられています。大中小のすべてを使う必要はなく、場合によっては大・中項目のみで構成されるなど、柔軟な使い方をして問題ないでしょうか。	問題ありませんが、市が内訳等の開示を求めた場合は応じることとさせていただきます。
205	様式集(Excel)	様式5-4					事業収支計画	キャッシュフロー表において、第Ⅰ～Ⅲ期事業期間が設けられている理由を教えてください。PLではⅠ期とⅡ期のみであるため、誤入力でしょうか。	正しくは、第Ⅰ期(令和9年～令和14年)、第Ⅱ期(令和15年～令和19年)のため、修正します。
206	様式集(Excel)	様式5-4					事業収支計画	EIRR参考指標において、GH列共に令和9年度1年目が記載されているのは誤入力でしょうか。	ご指摘のとおり誤りのため、修正します。
207	様式集(Excel)	様式5-4					事業収支計画	EIRR参考指標において、EIRRIは毎年度の値を計算するのではなく、事業期間全体で何%になるのかを示す性質という理解です。セルR54に本事業のEIRRの値を入力することで問題ないでしょうか。	問題ありません。

第1回質問回答(募集要項等に関する質問回答)

(〇) は回答公表済み)

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問事項	回答
208	様式集 (Excel)		様式5-4				事業収支計画	任意事業については様式5-4のような収支計画の提出は求められていないという理解でよろしいでしょうか。	任意事業について、様式5-4を用いて別途作成してください。
209	事業契約書(案) 事業契約書(案) 要求水準書	30-31, 34, 40	第104条 第114条 第11条	1			成果物の契約不適合責任 事業終了時の本件施設の確認 契約終了時に関する要求事項(施設機能確認)	事業契約書第104条(成果物の契約不適合責任)について、計画・設計成果物(設計図書等)に適用される責任期間及び責任範囲をご教示ください。あわせて、要求水準書第11(契約終了時の要求事項)及び事業契約書第114条に定める、改築工事箇所の事業終了後2年間の健全性補償(大規模修繕を要しない状態)について、(1)「大規模修繕」の定義・閾値(軽微な経年劣化との境界)、(2)終了後2年間に生じた不具合が事業者起因か否かの判定主体及び立証責任の所在、(3)計画・設計成果物に係る契約不適合責任と当該補償との関係をご教示ください。	第104条の期間・範囲:計画・設計成果物も、事業契約で定める「契約不適合責任期間・範囲」に従う想定です(約款最終案に明記)。 (1)「大規模修繕」:通常の経年劣化や軽微な補修を除き、構造的な補修・更新を要するレベルを想定しています。(2)2年間の不具合の原因判定:市(必要に応じ第三者)の技術確認を踏まえ協議で判断します。(3)設計成果の責任と2年補償:設計不備が原因なら第104条、施工・改築箇所の不具合は第114条に基づいて判断します。
210	事業契約書(案) 要求水準書	10, 28, 24, 27-28	第38条 第97条 第87条 第6条	第1項第3号・第2項第4号		ただし書	要求水準の変更 法令改正による追加費用及び損害の負担 サービス対価の変更 計画・設計業務(随時見直し・上位計画整合)	要求水準書第6計画・設計業務が定例(5年毎)の見直し事由として挙げる事項のうち、①市の指示・政策判断による場合は事業契約書第38条第1項(第3号「甲の事由等により本事業の業務内容の変更が必要となき」)・第2項第4号の「甲の事由」に、②下水道法等本事業の実施に直接関係する法令の改正による場合は第97条ただし書に該当するものとして、これらにより定例を超える見直し及び追加費用が生じたときは、別途協議・精算(甲の負担を含む。支払方法は第87条による)の対象となるという理解でよろしいでしょうか。あわせて、③これら以外の法令・基準等の改定(要求水準書第6が随時見直しを求めるもの)及び上位計画(武庫川流域下水道(下流処理区)事業計画・猪名川流域下水道事業計画)との整合に伴い、定例(5年毎)を超える見直しが生じた場合についても、事業者の責めに帰さない事由として、第38条第1項の協議手続に基づく別途協議の対象となるという理解でよろしいでしょうか。	事業者の責めに帰さない事由の場合は、お見込みのとおりです。
211	事業契約書(案) 要求水準書 要求水準書(別紙集)	37, 36, 36	第125条 第8条 別紙3	4 関係法令			情報管理 統括管理業務(情報管理) 関係法令(個人情報保護等)	(1)本事業に適用される情報セキュリティ関連規定(事業契約書第125条)の具体(名称・水準・参照先)及び契約締結時に前提とすべき現時点の規定内容をご提示ください。(2)事業期間中に当該規定が改定され、契約時点で前提とした水準を超える対応(システム改修・再認証等)に追加費用を要する場合、当該追加費用は事業者の責めに帰さない事由として、事業契約書上の協議・精算の対象となるという理解でよろしい、ご教示ください。	(1)適用する情報セキュリティ規程は、宝塚市情報セキュリティポリシー等、市の関連要綱・規程一式です。(2)規程改定により、契約時点を超えるセキュリティ対応が必要となり追加費用が発生する場合は、事業者の責めに帰さない場合は協議を行います。
212	募集要項 事業契約書(案)	6, 12	第2条 第45条	7			事業概要(事業期間／業務準備期間(引継ぎ期間)) 引継ぎ期間の業務	業務準備期間(引継ぎ期間)に関し、準備・引継ぎ・習熟が事業者の責任及び費用であることと前提としつつ、市からの資料提供・施設立会い等の市が行うべき対応の遅延は市の責めに帰すべき事由に当たり、(1)当該遅延により生じた履行期限の延長及び事業者の追加費用は市の負担として別途協議により精算し、(2)当該遅延に起因して生じた要求水準未達等は事業者の責めに帰さないものとして要求水準未達の認定及び減額の対象としない、との理解でよろしい、ご教示ください。	業務準備期間(引継ぎ期間)における準備、引継ぎ及び習熟は、要求水準書等に定めたとおり、受託者の責任及び費用により実施するものとします。 (1)市が行うべき資料提供、施設立会いその他必要な対応について、市の責めに帰すべき事由により遅延が生じた場合には、その影響の程度を踏まえ、必要な措置について協議するものとします。(2)当該遅延に起因して要求水準の未達が生じた場合の取扱いについては、個別の事案ごとに当該未達の原因及び影響を踏まえて判断します。
213	募集要項 要求水準書	3, 2	第2条 第1条	4 3	(2) (2)		本事業の概要(本事業の対象施設・雨水施設) 総則(事業概要・本事業の対象施設・雨水管路施設)	事業区域内の不明管路について、(1)想定位置・延長・施設属性又は調査済み資料があればご開示ください。(2)新規判明分を当初提案に含むものとする場合は、提案価格の前提とすべき想定数量(延長・施設属性)をご提示ください。(3)当該提示数量を超えて判明した不明管路に係る点検・調査・台帳反映等の業務量増加は、別途協議(サービス対価の追加・履行期限の調整を含む)の対象となるという理解でよろしい、ご教示ください。	(1)(2)現段階で不明管路に関する当該資料はありません。 (3)不明管路が確認された場合には、協議を行います。
214	要求水準書 事業契約書(案) 要求水準書(別紙集) モニタリング基本計画書	36, 25, 94, 7-8	第8条 第88条 別紙5 第3条	5 5.統括管理業務1・2	(1)台帳管理(1-1)		統括管理業務(台帳一元化5年目標) サービス対価の支払い・停止及び減額(別紙5) 公共下水道(汚水)台帳補正整備(高さ原点・データ品質) 要求水準未達時の措置(レベル認定・是正計画・改善期間協議)	要求水準書第8は既存台帳データの一元化を5年を目標として整備するものとし、貸与される既存台帳データにおける品質上の不備の範囲・程度・数量は、募集要項等において定量的に明示されていないものと理解しております。また事業契約書第88条が引く別紙5(サービス対価の支払い・停止及び減額)及びモニタリング基本計画書は、要求水準未達時のレベル認定、是正計画の作成及び改善期間につき甲乙協議を予定し、改善期間は協議により定めるものとしています。これらを前提に、事業者は開示資料から合理的に見込める範囲のデータ品質を前提に要求水準を充足すれば足り、開示資料から合理的に見込める水準を超える既存台帳データの品質上の不備に起因して要求水準の達成に影響が生じた場合には、当該事象は事業者の責めに帰さない事由として要求水準未達の認定及びサービス対価の減額の対象とせず、その是正の要否・方法及び改善期間のみを別紙5及びモニタリング基本計画書の定める甲乙協議により定めるとの理解でよろしいでしょうか。	事業者は、開示資料から合理的に想定できる範囲で5年目標の一元化」を達成すれば良いものとし、その想定を大きく超える既存台帳の不備が原因で達成が難しくなる場合は、事業者の責に帰さないものとして、協議を行います。
215	要求水準書 要求水準書 優先交渉権者選定基準	29, 36, 9, 7	表6.1・表8.1 第2条 表3.1				業務指標(PI)例 本事業の基本的な取組方針(業務指標の設定) 求める提案及び評価項目と配点(PI設定の適切性を評価視点に含む)	(1)PI設定の前提となる既存の現況値(電子化率等)をご提示ください。(2)現況値が市から提示されない、又は目標基準値の合意が調わない場合、当該PIについては事業者が提案時に前提とした水準を基準とし、市の一方的指定により事業者提案を超える水準を義務づけるものではないという理解でよろしい、(3)PI未達による減額、是正の有無及び根拠は事業契約書・モニタリング基本計画書の明文に基づくものとし、現況値・目標基準値が確定していない段階のPIは未達認定・減額の対象としないという理解でよろしい、ご教示ください。	(1)(2)PI設定に関しては、事業者提案によるものとし、優先交渉権者と協議を行います。 (3)設定したPIに対する未達は減額対象となります。
216	要求水準書 要求水準書(別紙集)	29, 88	第6条 別紙5	5 3.計画・設計業務			計画・設計業務(修繕改築詳細設計業務) 参考業務内容(修繕改築詳細設計／土質調査)	修繕改築詳細設計業務の土質調査(要求水準書第6-5②)「必要に応じて実施」、別紙5参考業務内容について、(1)当該調査がサービス対価Dに含まれる場合は、提案価格の前提とすべき想定調査数量(ボーリング本数・延長等)をご提示ください。(2)市が示す当該想定数量を超える調査は、事業者の責めに帰さない事由として別途協議(別途対価による精算を含む)の対象となるという理解でよろしい、ご教示ください。	(1)土質調査は「必要に応じて実施」で、基本はサービス対価Dの中で、過去実績等を参考に事業者が想定数量を想定して提案いただくイメージです。 (2)事業者の責めにゆらず必要となった調査に関しては、お見込みのとおりです。
217	要求水準書(別紙集) 募集要項	78, 29	別紙5 別紙3	3.計画・設計業務 No.26	(2)		参考業務内容(ストックマネジメント計画策定) リスク分担表(計画・設計リスク)	市から貸与された汚水台帳(市が作成・保有する成果)に誤りがあり、当該台帳に依拠して策定したストックマネジメント計画の修正・再策定が必要となった場合、当該誤りは募集要項別紙3No.25/26及び募集要項第13(原因为負担)に照らし市の作為成果の不備に当たるものとして、これに起因する修正・再策定の費用及び履行期限は別途協議により精算されたとの理解でよろしい、ご教示ください。なお、市が貸与した資料の明白な誤りに起因する場合は、原因为負担の原則により市の負担となるという理解でよろしい、あわせてご教示ください。	市貸与の汚水台帳の誤りに起因してストックマネジメント計画の修正・再策定が必要となる場合は、ストックマネジメント計画策定業務の契約不適合の場合を除き、お見込みのとおりです。但し、ストックマネジメント計画策定業務の契約不適合の場合は、本事業の事業者に対しては市が一義的に責任を負います。